

Discussion Paper No.211

五十嵐広三旭川市長とアイヌ民族 一「北海道アイヌ祭り」と北海道旧土人保護法存廃論争を中心に

東村岳史

May 2019

Graduate School of International Development

NAGOYA UNIVERSITY NAGOYA 464-8601, JAPAN

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院国際開発研究科 五十嵐広三旭川市長とアイヌ民族――「北海道アイヌ祭り」と北海道旧 土人保護法存廃論争を中心に

東村岳史

1. はじめに

本稿では、アイヌ民族と密接な関わりを持った代表的政治家として五十嵐広三を取り上げ、政治(家)とアイヌ民族の関係について考察する。五十嵐は村山社会党内閣で官房長官を務め、1997年北海道旧土人保護法廃止と引き換えに制定されたアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下「アイヌ文化振興法」)成立の立役者の一人として知られる。同時期、アイヌ初の国会議員として「アイヌ文化振興法」の制定に協働した萱野茂とも親交が深く、政治家の中では数少ない「アイヌの理解者」であるという評価が一般的であろう。しかし、彼の政治家としてのアイヌ民族への関わりについて詳細に検討されたことは管見のかぎりではない。そのため、「アイヌの理解者」という通説にどれだけ根拠があるのかは検討の余地がある。

本稿が対象とするのは、五十嵐が中央政界に進出する前の時期、すなわち彼が旭川市長として在任していた時期(1963年―1974年)に行なった施策である。拙著(東村 2006)で記したとおり、1960年代には対アイヌ民族施策として見るべきものはほとんどなく、政治家・行政官の関与が薄かった時代に、「アイヌ」を課題として取り組んだ五十嵐の存在は例外的である。では、一地方自治体の長としての五十嵐の取り組みはどのように評価されるのだろうか。また、旭川の地域特性はどのように施策を規定するだろうか。金倉義慧(2006)が詳述しているように、戦前の旭川は軍都としての性格が強く、また市街地に近かったアイヌへの割渡予定地は和人商人や政治家から収奪の対象として狙われ、長らく土地紛争が続いた。このことは、旭川地域のアイヌのその後の行動や意識に大きく影響しているものと考えられる。これらの背景を踏まえ、結論をや先取り気味にいえば、本稿は五十嵐の施策の限界を主になぞっていくことになる。

この時期の五十嵐の施策を検討するのは、単に歴史的な回顧にとどまらず、現在に通じる課題を浮き彫りにすることになると私は考えている。つまり、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(報道では通称「アイヌ新法」とされている)が国会

で成立した今(2019 年 4 月)、その内容が抱えている限界は、近年突然生じたものではなく、それ以前からの政治的決断(もしくは非決断)によって規定されているのであり、「アイヌの理解者」たる五十嵐もその責任の一部を背負っているからである(本稿では検討の対象外である、彼が国政に転出して以後の活動を含めて)。「アイヌの理解者」でさえ抱えていた限界は、今日そのような「理解者」さえいなくなった時代の制約や困難さをいっそう際立たせ、中央政府や地方自治体におけるアイヌ政策の問題点をあらわにすることだろう。またこれは私自身の立ち位置とも無関係ではない。五十嵐の言動を単に回顧的に裁断するのではなく、できるだけ、現状に振り回されている私自身の問題として考察してみたいと思う。

五十嵐自身は、市長在職中に著した『市民運動の証言』(五十嵐 1970)で1章を当てて(第 5章 アイヌの人びとと手を組んで)アイヌ民族関連の施策について述べている。その中で彼が取り上げているのは、「北海道アイヌ祭り」の開催、「伝承のコタン」造成、北海道旧土人保護法廃止の提案、の 3 つである ¹。これに「開拓の群像」像の建立を加えると主要なものはそろう。本稿では、このうち「北海道アイヌ祭り」と北海道旧土人保護法存廃に関わる議論を取り上げて検討し、残りについては他日を期すこととしたい。

こ こ で 先 行 研 究 に つ い て 簡 単 に 言 及 し て お く 。 管 見 で は 、 五 十 嵐 の 市 長在任中およびその後においても、彼の対アイヌ民族施策についてまと まった考察がなされたことはない。五十嵐の在職中の 1973 年に、彼を応 援する人たちが業績をアピールする報告書を作成したが、その趣旨のせ いか、アイヌ民族関連施策についても肯定的評価に終始し、うまくいか なかった側面についてはまったくふれられていない(まちづくりあさひ かわ革新市政の 10年出版企画委員会編 1973)。旭川地方のアイヌを対象 としてものでは、金倉(2006)が圧倒的で、特に戦前の土地紛争に関し て詳述されている。ただし、金倉は戦後の動向については簡単にふれる にとどまっている。戦後の旭川アイヌについて論じた研究はほとんどな く、河野(2000)が札幌と旭川の「アイヌ系住民」の動向を考察してい るが、「アイヌ系住民」という用語を含めて問題含みであり(東村 2007)、 また本稿が焦点を当てる施策についてはほとんど検討されていない。ま た く り か え し に な る が 、 五 十 嵐 広 三 に 焦 点 を 当 て て 論 じ た も の は 皆 無 で ある。なお、北海道の都市におけるアイヌ政策については、新藤(2017) が札幌市の施策を扱っている程度である。

では、本題に入る前に、彼の経歴について簡単に紹介しておこう。五十嵐広三は 1926 年旭川市生まれ。 1943 年旭川商業学校卒業、1945 年 7月に徴兵されるがまもなく復員、雑穀飼料問屋を開業した後、1954 年にほっかい民芸舎を設立した(その後北海道民芸品株式会社に改組・改称)。日本社会党には 1946 年に入党、1963 年に旭川市長に当選、その後 3 期11 年を務めた。 1975 年と 79 年に北海道知事選に出馬するも敗退。そこで国政に転出し 1980 年から衆議院議員に 5 期連続当選、その間 1993 年細川内閣では建設大臣、1994 年村山内閣では官房長官に就任、1996 年に政界を引退した(以上は五十嵐 1983、1997、および株式会社ほくみんホームページ 2 を参照)。その他、戦後初期、画家として芸術家集団「北海道アンデパンダン」の活動にも加わっている(末武編 1996:3-5)。2013 年逝去。

アイヌとの関わりは、北海道アンデパンダンの仲間とともに観光客用 のみやげもの開発に加わったことで拡大していったようである。『北海道 新聞』旭川版 1956.6.5「新しい観光土産作り」では、五十嵐ら青年グル ープによる新しい民芸品作りへの取り組みは次のように紹介されている。 「道内温泉地にあるみやげ品の大半が長野県下などで量産された本州も ので占められ細々とアイヌ細工を作っていた道内のアイヌ人も製品は業 界 に 買 叩 か れ 、 ま た 金 は な か な か 支 払 っ て 貰 え ぬ な ど の 窮 状 に あ え い で いたことからアンデパンダン会員など絵心のある連中が昨年春以来コツ コツと試作、この春三月ごろから『ほつかい民芸会』という看板を一応 掲 げ て 本 格 的 に 作 り は じ め た 」。そ の 後 ほ っ か い 民 芸 舎 を 立 ち 上 げ 事 業 と して展開していく。後年政治活動をともにした萱野茂によると、彼との 知遇は、ほっかい民芸舎のことを知った萱野らが平取町二風谷から五十 嵐を訪ねて行った 1960 年ごろにさかのぼる (萱野 2005: 178-183)。ま た、 当 時 旭 川 に 在 住 し て い た 彫 刻 家 砂 沢 ビ ッ キ ら と と も に 「 ア イ ヌ 民 芸 センター」を設立した。『北海道新聞』1961.1.29「旭川のアイヌ民芸セ ンター」によると、設立発起人の五十嵐や設計者の砂沢は目的を次のよ うに語ったという。「いままでアイヌ民族と和人との間にお互いに信頼し きれない不安なミゾができていることに気付き、よりよく生きていくこ とのできるようにしたい、ということが根本のねらい」であり、その上 で「製品の合理的な生産を図」り、「安定した販売」、「民芸センターを中 心として、郷土の観光開発を発展させることも大きな目的」と考えてい た そ う で あ る 。 こ の よ う に 、 五 十 嵐 の ア イ ヌ 民 族 と の 関 係 は 商 取 引 の 中 で育まれていったものと考えられ、それが後の「北海道アイヌ祭り」の

構想にも反映されることになる。

2. 「北海道アイヌ祭り」

2.1 旭川市長当選と祭りの構想

1963年の旭川市長選挙に五十嵐は出馬し、37歳の若さで当選する。保守の地盤が強い旭川で革新系の五十嵐が当選したのは、保守が統一候補を立てられず2候補に分裂したことが大きいが、五十嵐がすでに少壮実業家として名前が知られた存在であったことも勝因の一つであろう。五十嵐は選挙戦にのぞむにあたり、「旭川革新市政綱領」を作成し、その中で以下のような5本の柱を掲げた(五十嵐 1966)。

- 1. さわやかで明るいまちづくり
- 2. 香り高い文化都市の建設
- 3. 家庭生活と結ぶ庶民の市政
- 4. 心暖かな福祉市政
- 5. 地元産業振興を中心とする五十万都市の建設

これを見ると、いかにアイヌに対して理解のある五十嵐といえども、 アイヌ政策そのものを柱とするのではなく、主要項目の一部として取り 組む(たとえば、「文化都市」の一部としてのアイヌ文化、「福祉市政」 の一部としての生活館の建設、「地元産業振興」の一部として「アイヌ」 と関連付けた観光推進)姿勢であったことがうかがえる。

ともあれ、五十嵐は市長就任直後に、旭川観光協会の総会で早くも「北海道アイヌ祭り」の構想を示した。『北海道新聞』旭川版 1963. 5. 23「旭川で全道アイヌ祭を」によると、五十嵐は「旭川には夏まつりなどりっぱな観光行事が多い。この行事を生かして旭川に全道のアイヌを集め、北海道アイヌ祭を行なう計画を持っている。このような行事を催せば今まで素通りしていた観光客も旭川に寄るスケジュールを組むようになろう。とにかく観光旭川を売り出すには大きな計画が必要で、そのためには観光審議会のようなものをつくり基本計画を立ててもらう考えだ」と述べたという。

五十嵐は市長立候補前からアイヌに関連した観光開発構想を述べており、「北海道アイヌ祭り」はその延長線上で、かねてから温めていたアイデアをより具体化したものであると思われる。『毎日新聞』旭川版1961.1.5「あすの人(2)」では、立ち上げたばかりの「アイヌ民芸センター」にふれた後、「近文のアイヌ部落と嵐山を中心に特色を出す必要がある。アイヌ墓地なども貴重なものだし、クマの放牧もいいなあ…」と述

べている。また、『毎日新聞』旭川版 1962.5.20「"アイヌ"中心の観光 地/近文から嵐山一帯 期成会つくり建設へ」では、前述の記事中のア イデアを発展させるかのように、旭川民芸みやげ品研究会の五十嵐広三 会長は「旭川市は観光資源がないのだからアイヌに力をいれる以外にな い。これまでなにもしなかったがみんなで討議して、大観光地になるよ うにしたい」と語り、市観光課岩波千春課長も「そのような動きが出て きたのは本当にうれしい。市としてもできる限りの協力をしたい」と話 している」と報じられた。そして『毎日新聞』旭川版 1963.1.8「旭川市 長選四候補に聞く(下)」で五十嵐は、「嵐山のアイヌ墓地、これは非常 に 悲 哀 を 秘 め た も の だ 。 こ れ を 整 備 し て 紹 介 す る 」、「 ア イ ヌ 博 物 館 を 作 る。一貫して嵐山でアイヌのむかしの姿を復古できるようにする」、「約 一、二時間でぐるりとアイヌのすべてを見物できるようにしたらよい」、 「一昨年、青年会議所がアイヌ祭りを実施したが、あのような行事を年 中行事にして、毎年全道のアイヌを旭川に集めたい。アイヌ自身が、自 分らの古い行事を忘れかけているので、そうした試みは、無形文化財の 保 護 的 な 役 割 を 果 た す こ と に な る 」 と 、 具 体 的 で 踏 み 込 ん だ 構 想 を 出 馬 前に語っていた。

ここで言及されている「一昨年、青年会議所がアイヌ祭りを実施」と いうのは、1961 年 8 月に旭川で開催された「日本青年会議所第 10 回全 国 大 会 」の こ と で あ る 。『毎 日 新 聞 』道 東 北 版 1961.8.23「会 議 終 わ っ て 」 によると、「大会のメーン・イベント、二十日のイヨマンテは行事途中で 集 中 豪 雨 に 見 舞 わ れ て 中 止 」 に な っ た そ う だ が 、 翌 日 公 会 堂 で 披 露 さ れ たアイヌの踊りには多くの観衆がつめかけた模様である。また会場には 金田一京助も姿を見せ、「アイヌの人たちの歌や踊りは、都会で洗練され た芸術をみている人たちにはもの足りないかもしれないが、これは、二 千年も三千年も前から文字のないアイヌの人たちが語り継いできた芸術 の母といえるものだ。二十日夜のイヨマンテといいこの踊りといい、こ のようにアイヌの人たちが、一生懸命やったのは、私も初めて見ました。 どうか皆さんも、長く記憶にとどめておいてください」とあいさつした そ う で あ る 。「 イ ヨ マ ン テ 」 や 金 田 一 京 助 の 招 聘 は 、 そ の 後 の 「 北 海 道 ア イヌ祭り」のプログラムにそのまま取り入れられることになるし、観光 目的と学術・芸術的目的の両立という大義名分も同様である。また、 旭川以外の地域からのアイヌを招いた(『読売新聞』北海道版 1961.8.21 「全道からアイヌ百人集まる/旭川でイヨマンテ」)というやり方も参考 になっていることだろう。

同時期、若き日の五十嵐の考えをある程度率直に示している一文として、『北海道新聞』1962.5.20「隣人アイヌ」は興味深い。「最近、観光的でアイヌを売り物にするという声をよく聞く。だが私は必ずしもをうは思は(ママ)ない。観光客に幻滅を感じさせるような"興行"は選素だ。な、きであろう。しかしアイヌはなんといっても本道観光の大きな要素だ。雄大な風景を背景に点在するコタン。やっぱりこれには本道の口集品だがある。/私はこの春、児玉博士の好意で北大のアイヌ資料の収集品によず驚いたが、同時にアイヌ見の持つ比類ない工芸の美に陶酔した。そこには木彫りやアツシ織りのアイヌ工芸特有の自在に変化する紋様で、雄大な構図の中に巧ち(緻)たアイヌ工芸特有の自在に変化する紋様で、雄大な構図の中に巧ち(えたる、アイヌ、華麗に広がっていた。本道に住む私たちは、観光客とと見方で、この郷土の先住民族の足跡を深い目で見つめ、私たちと思う。/アイヌ民族の父と仰がれたあの偉大なジョン・バチェラー博士の遺志が本道のどこかでうけつがれていることを私は信じたい」。

五十嵐がこのエッセイで述べていることは主に三つある。「信頼」、「観光」、そして「工芸の美」、である。1点目の「信頼」に関して、上書い用した部分の前段で、アイヌ青年の勤勉さを賞賛した後、彼はこう書いている。「先ごろ、日高地区で中学卒業者の求人に当たって、アイヌの子弟に差別的な態度を取った雇用主がいたということが問題になるたが4、問題になるのは当然のことで、話にするのさえバカげていると私は思う。アイヌは私たち本道に住む者の最も身近な隣人ではないか。私たちはもっともっとアイヌを信頼しよう」。彼がここで呼びかけている「私たち本道に住む者」はいわゆる和人であり、その中にはアイヌは含まれていないことになる。それはさておき、五十嵐を含めた和人側がアイヌを信頼したとして、アイヌ側が五十嵐らを信頼するとはかぎらないのだ、五十嵐はすでにアイヌから信頼を得ているという自信がこのような書き方をさせているのではないかと推測される。

2 点目の観光については、五十嵐がここで「そうは思わない」と否定しているのは、「売り物」や「興行」であり、そのようなものでなければ「アイヌ」を「本道観光の大きな要素」として活用することにためらいは感じられない。

3 点目の「工芸の美」については、その賞賛の仕方が『現代のアイヌ』で菅原幸助が児玉の話に聞き入ったのと類似したものを感じさせる(菅原 1966: 253-256; 東村 2006: 61-62)。当時は児玉の蒐集手法に対す

る批判めいた言動はほとんどなく時代の制約もあるかもしれない。それより注目すべきは、ここで五十嵐は、「私たち本道に住む者」はアイヌの「隣人」として観光客よりも「深い目」でアイヌを理解し「信頼と友情を強め」る優位さを有していると考えていることである。その基盤があれば、単なる「売り物」や「興行」に堕さない観光のあり方も可能になるということなのであろう。それは「ロマン」の対象でありながら「隣人」として遇することとの両立である。

このような五十嵐の構想は、民芸品会社の社長としての経験と人間関係に裏打ちされたもので、それを発展させた形として、観光振興に結びついた「北海道アイヌ祭り」の企画は彼にとっては自然なものであっただろう。

もちろん、アイヌと観光を結びつける発想は五十嵐一人のものではない。たとえば、『北海道新聞』旭川市内版 1963.8.27「グレートあいかわ わたしのビジョン1 観光的文化都市の建設」で、重岡義雄(北海道学芸大学教授)は「私は、旭川市民の声として、旭川市や道庁案するアイヌ文化の殿堂である大規模な『アイヌ自然公園』の設立を提案するものであります。このような恒久的な施設の中で、アイヌ文化の旧川市との大規模な『アイヌ自然公園』の設立を提案するとのような恒久的な施設の中で、アイヌ文化の大化の観光に供するようになりましょうと保存につとめ、あわせてこれらを観光に供するようになりました「恒久的施設」というのは、五十嵐の施政の中では「伝承のコタン」造成に近く、イベント的性格の強い「祭り」の企画は五十嵐個人の推進があってこそのことだったように思われる。

2.2 祭りの準備とアイヌの反応

1963年10月には、「北海道アイヌ祭り」の実施が翌年8月と決定された。『毎日新聞』旭川版1963.10.23「"食いもの"にされるのはイヤだ/アイヌ民族まつりに賛否両論」によれば、10月23日に近文アイヌと市関係者らとの第1回打ち合わせ会が持たれた席では次のようなやりとりが行なわれたという。「現在でさえ、民族の文化の伝承という名のもとに、市の観光政策のホコ先に使われている感が強いのに、さらに大々的なお祭り行事の具にしようというのはアイヌを食いものにしようという商魂以外の何ものでもない」というのが主要な反対意見である。対して、「貴重な民族文化は何らかの形で保存、継承しなければならない。そのためには、いくぶん観光的要素が入り込んでもやむをえない」というのが市

議会議員ら賛成側の意見ということだった。「若い部落民や有識者の間には"民族祭り"ではなくて、真にアイヌ民族の生活文化の保存と福祉を話し合うための"アイヌ民族大会"的なものにしようという意向が強いともいわれ、市側が考えている計画が大幅に変えられる可能性もある」とこの時点では報じられていた。

しかし、その直後、『朝日新聞』北海道版 1963.10.26「全道アイヌ祭 り」によると、「旭川市はかねてから滅びゆくアイヌ文化と伝統を守り、 全国に紹介しようと"全道アイヌ祭り"を計画中だったが、このほど同 市近文町のアイヌコタン代表者たちと話合った結果、来年からいよいよ 実施することを決めた。/同市の話では、この計画は数ヶ月前から五十 嵐同市長が道内の関係者たちに呼びかけていたもので、すでに白老や日 高、阿寒などのアイヌ観光の関係者たちから賛成の便りが寄せられてい る」とされている。「来年から」という文言、そして「将来は全国でも指 折りの"名物祭り"にして観光客を招こうという」という書き方に、五 十嵐がかねて述べていた「年中行事」として継続していきたいという意 図がうかがえる。同記事もまた、「同コタンの中には「見せ物にはなりた くない」という反対意見もあったが、同祭りも本決りになったため、十 一月ごろ 5までに道内各地の関係者を呼んで準備会を開き、具体的な行 事を決めることにした」と結ばれているが、この後旭川のアイヌの中か ら は 反 対 を 明 確 に 唱 え る 意 見 は 新 聞 等 に は 表 出 さ れ ず 、 祭 り の 実 施 に 向 けて五十嵐らと協働していくことになる。

その中心的な存在となったのが川村カネトである。12 月末に完成したPR 用ポスターは北海道アンデパンダンの丹野信吾がデザインした川村の肖像が用いられ(『北海タイムス』1963.12.23「アイヌまつりポスター完成」)、「『旭川に行けば、あのしゅう長に会わせてもらえるのか』という本州からの問い合わせが、旭川市の観光課に相次ぎ係り員を微苦笑させた」そうである(『北海タイムス』1964.8.9「北海道アイヌまつりの主生でである(『北海タイムス』1964.8.9「北海道アイヌまつりの主きでである(『北海タイムス』1964.8.9「北海道アイヌまつりの支をできるの形りの深いポートレートがすばらしい。こいまゆ、深く落ちくばんだ目。そのひとみに流れている一まつのうれいが日本人と同化してゆくウタリ(同族)を象徴しているようで、印象的である」と評している。『毎日新聞』旭川版 1964.1.9「具体的準備にはいる/北海道アイヌ祭り」によると、「近文コタンの川村カネトしゅう長とアイヌ文化保護会会長、尾沢カンシャトクさんが、五十嵐市長の親書をたずさえて、五日から道内各コタンを歴訪、アイヌ祭りへの参加と協力を呼びかけている」

そうである。おそらく、観光業者への打診を先に行ない手ごたえを得た後に、道内のアイヌたちに対して働きかけを行なっていったものと推測される ⁷。

ただ、1964年1月から本格化された祭りのキャンペーンに対しては、またすぐに「見せ物」を懸念する意見が表明された。『北海道新聞』1964.1.6「アイヌまつりに一言」では、「観光資源に直結させることは少々疑問を持つものである。つまり五日間という長期にわたるとすると、どうしてもアイヌ人を見せ物にせねばならぬような企画に傾くのを恐れるのである」と述べる。もっともこの筆者は、「文化財の保存と伝承方法その他重要な事項の会議討論」や「ユーカラの紹介」などは「重要な行事としてりっぱである」と意義を認め、「毎年続けて催すようにすれば、自然と内外の注目を浴び観光的にも役立つようになると思う」と、ここでも五十嵐の「年中行事」としての継続性を支持するようなトーンにもなっている。疑問はあるが条件付き賛成とでもいった立場であろうか。

五十嵐は『昭和39年度・市政の方針』でも、「特性に応じた観光開発については、初の試みとして北海道アイヌまつりの開催を計画いたしました。これは民間を含めて本市の観光に新たな風をおくりこもうとするもので、このまつりを契機として、観光に対する多角的な面からの問題点がうきぼりにされ、当市にとって今後新らしい方向が得られるのではないかとの期待をもつものでございます。/このアイヌまつりに関連して、神居古潭たて穴の復元整備、近文アイヌ墓地の整備、美化等一連の観光資源の整備も考えております」と「観光」との結びつきを明言している(五十嵐 1964: 25) 8。その後、4月に入ると、旭川市はアイヌ祭り運営委員会と事務局を発足させ、パンフレットも用意するなどして、開催に向けての作業を本格化させていく。運営委員は60人で、常任部会と学術部会が設置された(『北海道新聞』旭川版1964. 4. 16「二十日に事務局が発足」、1964. 4. 21「アイヌ祭り 本格的な準備へ」)。

しかし、北海道ウタリ協会への働きかけは出遅れ気味だったようである。祭りの開催が間近に迫った 6 月のウタリ協会総会の席で旭川市からの協賛の申し入れは拒否された。この動向は注目を集めたようで各紙とも報じており、『北海道新聞』旭川版 1964.6.17「アイヌまつりに支障ない?/ウタリ協会の協賛拒否」は、「観光の売り物にする」というのは「表向きの反対の理由で、その裏にはアイヌ祭りの企画のとき、ウタリ協会に事前の相談をしなかったことが同協会役員の心証を害したものとみられる」と推測していた。『朝日新聞』北海道版 1964.6.17「アイヌ祭に協

力せぬ」が席上での個々人の発言をくわしく紹介しているので引用して おこう。まず旭川市の岩波観光課長が協賛を求めたのに対し、野村理事 長は「市では観光的にならぬよう、アイヌ文化の認識のために――とい うが、やはり八月の観光客集めがねらいのように思えてならない。全道 の ウ タ リ (同 族) が こ う し た "観 光 ア イ ヌ" に 強 く 反 対 し て い る こ と を 知っていながら協力することはできない」と述べた。喜多議長は「アイ ヌ祭も本州の観光客がアイヌは踊って生活していると誤解している。わ れわれが反対してもお祭はやるでしょう。こばむことはできないが、協 会としての協力はお断りすべきだ」と発言した。佐々木理事は「日高地 方ではすでに旭川市のアイヌ祭反対決議をした。神聖なアイヌの行事を 観光の手段に使うのはやめてもらいたい。学者たちも協力するというが、 それはアイヌに対する悪影響に気づかないのではないか」と非難した。 岩波課長は「みなさんに反対されてもお祭はやります。しかし、みなさ んの気持をよく理解して行事内容を検討、意義あるお祭にしたい」と応 答 し た 。 ウ タ リ 協 会 総 会 で の 反 応 を 受 け て 、 旭 川 市 商 工 部 長 ら が ウ タ リ 協会幹部へ説明に赴いたところ、野村理事長らから「アイヌまつりが文 化の正しい伝承という目的をまげず、大きな成果を上げるよう期待する。 協会としては総会の決定もあり、協賛はできないが、個人の資格で参加 するのは認める」と述べたそうで、「ぐっと好意的な返事」になったと続 報 さ れ た (『 毎 日 新 聞 』 北 海 道 版 1964.6.22 「 ウ タ リ 協 会 、 協 力 へ / ア イ ヌ ま つ り 、メ ド つ く 」)。 7 月 10 日 に は 各 地 の ア イ ヌ も 集 め て の 最 終 打 ち 合わせが行なわれ、行事内容が決まった(『毎日新聞』旭川版 1964.7.12 「 北 海 道 ア イ ヌ ま つ り の 行 事 」)。

では、北海道ウタリ協会以外のアイヌの反応はどうだったのであろうか。『北海道新聞』の投稿欄で興味深いやりとりが行なわれた。1964.6.5 貝沢幹子「アイヌまつりと観光」は、趣意にあるように「アイヌ自身が、自分たちの福祉向上をはかるための話し合いに、一堂に集まるならば、アイヌ会議を開く意義もあるだろう。しかし、このアイヌまつりのパンフレットを手にし、写真と旭川近郊観光案内図を見たとき、このアイヌまつりはなんのために行なわれるのか?アイヌの一人として数々のの疑問をどうすることもできない」とし、「アイヌ会議も、他の行事を行なうためのデコレーションであり、アイヌはただ観光材料にされているだけとめのデコレーションであり、アイヌはただ観光材料にされているだけとしか思えない」と述べている。この投書を受け、1964.6.13「偏見から抜け出せ」では、読者が「同族としての貝沢幹子さんのなまの声を再び拝見するにつけ、その憤りと悲しみを考えざるをえないのである。"クマと

アイヌ"に代表される人間侮辱のことばの放任は決して見過ごしてよいというものではない。その意味で『北海道アイヌまつり』の主催者は、 貝沢さんの声に耳を傾けるべきであろう」と反応している。

さらに 7月に入り、五十嵐広三と親交のあった萱野茂が、1964.7.7「ア イヌ祭りに協力を」と題した投書を寄せた。「ウタリ諸兄よ、ハポ(母) や エ カ シ (爺 さ ん) の 達 者 な う ち 、 一 度 だ け 一 ヶ 所 に 集 ま っ て 楽 し い ひ と時を過ごそう。見たい人には見せ、聞きたい人には聞かせ、アイヌ文 化 の 最 後 の 姿 を 正 し く 紹 介 し た い も の だ 。 入 れ 墨 が 世 を 去 る と 、 白 老 や 近文にもむかしアイヌがいたそうだという時代はすぐそこだ。個人の力 ではできず、後の世の人が真似できないことだ。記録保存のためにぜひ 協力し合おう」。これに対しては、1964.7.15 鳩沢佐美夫「"アイヌ祭り" に反論」が「大兄のご意見に真っ向から反対するわけではない」と断わ りながらも次のように異論を述べている。「何もいまさら記録保存という 名目のもとに、同じことを繰り返し観光に寄与することもあるまい。/ 今日までことあるごとに、研究、あるいは保存の名が付されてきた。が、 その記録したものはいったいどこにひそんでしまったのだろう。もうじ ゅうぶんに記録し尽くされていることと思う。これで最後だということ ばも幾度か聞かされてきた。がもうそのような口実はつくらぬがよい。 過日も同族の女教員が本欄に投稿していたが、若い世代のことも考慮し てやらなければならない。真の理解は過去の風俗においてではない。そ れを否定してかかるところにある。その若い芽をつんでしまうような、 アイヌ祭りではないのか。一部の若者だけが反対しているのではない。 三十年以前と世相が違うのである。それこそ一部の者たちの"役者気取 り"に渋面するアイヌ人が多いことを留意しなければならない」。

明確な拒否反応から条件付き賛成、あるいは微妙なためらいまで、アイヌの間にはニュアンスに富んだ意見や思いが渦巻いていた様子がうかがえる。五十嵐と親交のあった萱野は、「ぜひ協力し合おう」と企画に賛成するものの、「一度だけ」という限定で、通年行事にしたいといいう五十嵐のもくろみとは異なるし、また手放しの肯定とも思われない。また、反対する貝沢は、当然のことながら「観光材料」とされることへの懸念を示す。鳩沢も、萱野にやや遠慮しながらではあるが、これまでアイヌを対象としてきた「観光」や「研究」を顧みれば、いまさらそのようなすのとしてきた「観光」や「研究」を顧みれば、いまさらそのような方のより切れない思いや疑念の数々は、五十嵐の企画の配慮不足や説得の不十分さが招いたものではなかっただろうか。

2.3 祭りの実施とその後

このような意見の隔たりを残しながらも、北海道アイヌ祭りは予定ど おり実施された。プログラムは以下のようなものであった。

表1 北海道アイヌ祭り行事日程および概要 9

日 時	行 事 名	概要
8月7日13時-15時 14時-15時 15時-16時 16時-18時	 水イ会金生児講ユ発 大化 先生児講ユ発 大化 先生児講ユ発 大会金生児講ユ発 	 アイヌ生活、文化、福祉の向をと、アイヌ文化の保存伝承の向をといる会議 アイヌ文化の価値とアイヌ文化の価値とアイヌ文化の価値とアイススででアイヌ文化の価値とアイススででの価値とアイススでである。 (昔の物語)の発表とアイヌ研究学者の解説
8月8日14時-	アイヌ先 祖まつりイョマン テ	全 道 ア イ ヌ 物 故 者 の 慰 霊 祭 を ア イ ヌ の 古 式 に 則 り 行 な う 。 各 地 域 ア イ ヌ の 総 合 熊 祭 り と 樺 太 ア イ ヌ の 熊 祭 り を 行 な う
8月9日13時-15時 15時-17時 18時-21時	舟下し式丸木舟競技会ウポポ芸能発表会	 古式に則って丸木舟を川に下す儀式 全道各地域のアイヌによる丸木舟の競技 各地域の特色あるウポポの発表、民謡、踊りとオロチョンの火祭り
8月10日10時-17時	木 彫 コ ン ク ー ル	● 全道アイヌの木彫と民芸品の 製作、実演コンクール
8月11日13時-16時	● 北海道犬 認定審査 会	
8月7日-11日	・ と で で で で で で で で で で で で で す で で で で で	 アイヌ考古学資料、衣食住、風俗、習慣などの全道的資料を通常を表現である。 旭川市を中心とする全道アイヌ民芸品の展示即売会 アイヌまつりの諸行事をテーマとする写真コンテスト アイヌ料理と特色ある北海道
	料 理 の 味 覚 の 会 ● ア イ ヌ 文 化 遺 跡 め ぐ り	食の試食会 ● 近文部落その他先住民族の遺 跡見学

出典:「北海道アイヌまつり」パンフレット等を参照。ただし新聞記事によると時間が変更されたり取りやめられたりしたものもあるようで、不正確な点が残っている可能性がある。企画されたがとりやめられたものとして、「北海道アイヌパレード」があり、「ショー的な色彩が強い」という批判を受けてのことのようである(『毎日新聞』北海道版 1964.6.22「ウタリ協会協力へ」)。

五十嵐ら関係者が自負するように、たしかにこれだけ大がかりなアイヌ関係の出し物が一度に実施されたことは、これ以前もこれ以後もない。祭り開催中あるいは直後の報道は、ほとんどが肯定的なものだった。『北海道新聞』旭川市内版 1964.8.12「大成功だったアイヌまつり」は、「こ

の祭典は失われゆくアイヌ文化の保存、学術的な価値、さらには観光面 まで含めてきわめて意義深い行事だった」というリード文に続き、①「民 族の誇り再認識」②「"予想以上の内容"」③「圧巻! ウポポの輪」④「"時 期"は再考の要」の小見出しをつけて報じている(丸印は引用者)。①は 「ウタリ自身」が「祭典が高潮するにつれ、自らの文化に対して高い誇 り を 感 じ 始 め 、 こ の 民 族 の 魂 を 子 供 に 伝 え よ う と い う 決 意 を 強 め て い っ た。これこそ主催者がアイヌ祭りを開いたおもなねらいで、祭典がもっ とも高く評価されるべき点だ」としている。②は金田一京助や児玉作左 衛門ら研究者にも「深い感銘」を与えたとし、学術的な貢献度を評価し ている。③は「本州の人々がアイヌの正しい文化を理解する機会が持て たことは意義深い」し、旅館・交通機関・デパートの売り上げにも寄与 したという。④は今後の課題ということになるが、「祭典に集まったウタ リ か ら は こ れ か ら も 毎 年 継 続 し て 旭 川 で 開 催 し て ほ し い と い う 声 が 強 か った」と締めくくっている。一つで多面的な価値を持つイベントであり、 中でもアイヌに「誇り」をもたらした、という意義をこの手の報道は認 めており、たしかに参加者たちの「高潮」が感じられる部分はあったの だろうと思われる。

しかし、準備段階でくりかえし批判や疑念が寄せられた企画に対する評価としては、ポジー方に偏りバランスの欠けた報道であることは否めない。菅原幸助『現代のアイヌ』では、本来長時間にわたって語られるユーカラが時間の制約のため短時間で中断され語り手が入れ替わるため、「語る者も、聞く者も、なにかもの足りぬ表情」だったと記している(菅原 1966: 94)。呼び物的出し物「イヨマンテ」は球場に2万人もの見物人が詰め掛けた「衆人環視」の中で行なわれた。平取町町議の貝沢松太郎は菅原に対して次のように述べたという。前述の鳩沢の投書のように、貝沢は若い世代と古老たちの世代とのギャップを認識していた。

ワシたちはこれまで会ったことのない阿寒や十勝のウタリたちと会い、いろいろと語り合うことができた。ユーカラやイヨマンテもこの目で楽しむことができた。踊りや歌が地方によってかなり違っていることも知ったし、その意味でこの祭りは勉強になった。しかし、やはりこの祭りの底に流れるものは観光であることもはっきりと知った。北海道で数も少なくなり、貧しく暮らしているウタリたちが、こうして、堂に集まって民族の哀愁を語り合うためには"観光アイヌ"になって、その代償を払わねばならないのだろうか。その意味で、この祭りは功

罪半ばすると思う。 ウタリの中年以上、老人たちは、こうして集まることを非常な喜びとしているけれど、若い人たちはこんな祭りになんの喜びも感激も感じていないはずです。若者たちは、むしろこうして集まることをきらっているのです。今回はたしかに盛大なお祭りだったが、毎年こんなわけにはいかないでしょう。(菅原 1966: 97-98)

また、10月の定例市議会では以下のような追及を受けた。『北海道新聞』旭川市内版 1964.10.10「補正予算案、可決に至らず 市議会/理事者を激しく追及/アイヌまつりなどをめぐって」が質疑をかいつまんで紹介している ¹⁰。

尾崎議員 アイヌまつりの性格はなにか、どうみても"おまつり"だった。

高橋商工部長・五十嵐市長 アイヌ文化の保存と伝承が大きなネライだが、そのためには多くの人にみてもらう必要があった。決して観光が本旨ではない。なにぶん初めての行事なので手ぬかりはあったが、全道から集まった二百数十人のアイヌの人たちや金田一博士には心から喜んでもらえたという自信を持っている。

これ以外にも、坂東議員は、「旭川市がやらんければならぬものはこういうことなんだ。あるいは道に働きかけて、あるいは国にはたらきかけてやらなければならぬものはこういうものなんだとそういうものを総合して、これでアイヌ文化の保存ということを考えるんだという基本的なことをお伺いしたいわけです」とたずね、五十嵐も「国や道に関連してのことでございますが、まったく同感であります」と答えている(昭和39年第3回定例旭川市議会会議録)。ただし、国や道ではなく、旭川市が行なうべきことは何かという点については、五十嵐は具体的には述べていない。

『毎日新聞』旭川版が同年末に「アイヌまつり」を回顧した記事はある意味冷静である。1964.12.26「今年の話題から 4 アイヌ祭り」では、「少なくとも表面上は大成功のうちに幕を閉じた」としながらも、「問題は今後だ」として次のような市政問題会議(観光部門)メンバーの意見を紹介する。「来年もまた同じまつりをやったりすると、こんどこそはたいへんだろう」、「まあ、あらゆる意味で、アイヌが必要だったのは事実

ですよ。だけど、ただでさえ、批判の声が強いんだから――。年中行事化して低俗なショーにだしてしまったりすると、一部の人がいうように市のソロバン勘定の暴露ともなりかねませんからね…」。その後記事は以下のように結ばれている。

五十嵐市長は、十九日の定例市議会で、野党議員の質問に答えてつぎのように言明した。「アイヌ人の生活と、文化の保存には、今後も精いっぱいの努力を続けます」 ¹¹。このことばがなにを意味するか――。アイヌ対策に力を入れる市長が、近文に完成させた生活館のように、真にアイヌの生活に結びついた施策の推進を意味するなら問題はあるまい。だが、それが"二回目のアイヌまつり"を示唆するものなら…。ほろびゆく民族――アイヌをとりまくほんとうの問題は、すべて、これからにかかっているといえはすまいか。

ここでも問題になっているのは施策の継続性である。当初から五十嵐が構想してきたように、アイヌまつりを「年中行事」として開催できるのであれば、継続性は達成されることになる。しかし、どうしても観光と結びついたイベントにしてしまうのであれば、これも当初からあった「見せ物」批判をかわすことができず、「打上げ花火」のように終わる。その後、「北海道アイヌ祭り」に「これから」が巡ってくることはなかった。一回だけ大掛かりなイベントが開催されたという記録や記憶が残っているとしても、その「成果」が参照されることはほとんどないのでないか。

その後五十嵐は 1970 年の時点で、「このときの多くの記録は、大切な文化財として市立図書館その他に数多く保存されている」(五十嵐1970:237)と述べているが、当時はともかく、現在の時点で市立図書館で閲覧できる資料はさほど多くはない。「多くの記録」が何をさすのか、それがその後どのようになってしまったのかは筆者には不明であるが1²、「その記録したものはいったいどこにひそんでしまったのだろう」という状態ではあるまいか。

また、「開道百年記念事業」の実施に先立って、旭川市独自の「記念事業」のあり方について市政調査員にアンケート調査を行なったところ、「記念行事としての"アイヌ祭り"には批判的な意見も多かった」そうである。「『なんの行事にもアイヌがつきもので、とかく観光的な色が強くなる』『観光にアイヌを利用するのは好ましくない』、さらに進んで『一

時的なお祭り行事にお金をかけるより記念センターのような施設をつくった方が意義がある』『この機会にアイヌの人たちの生活向上に力を入れては』といった建設的な意見も多かった」という(『北海道新聞』旭川市内版 1967.2.9「"アイヌ祭り"に批判も/開道百年記念事業 アンケートまとまる」)。和人が大多数であろう市政調査員の中でさえ(だから)、再度の祭りの開催は支持される状況ではなかったのである。

3. 北海道旧土人保護法存廃論争

3.1 五十嵐の関与と問題認識

次に、対アイヌ民族政策の中核ともいえる、北海道旧土人保護法に五 十嵐が関与した件を検討したい。 拙著で述べたように (東村 2006: 第 10章)、旧土人保護法廃止の声は以前からあり、1960年には幕別の吉田 菊太郎ら 13を含む各地の有志が保護法の廃止を求めて知事に陳情す ると報じられた。議論がさらに具体化するのは 1963 年に旭川行政監察局 が旭川のアイヌに対してヒアリングを行なったころからである。旭川で 廃止論が強かったのは、戦前からアイヌ地紛争が長引き、保護法が土地 確保その他アイヌにとって益することがなかったため、他地域のアイヌ 以上に批判的な意見が強かったことが理由である。中でも長きにわたっ て廃止論を唱え続けたのは荒井源次郎であった。ただ、気になるのは、 1963 年 は 五 十 嵐 が 市 長 に 就 任 し た 年 で あ る が 、こ の こ ろ 五 十 嵐 が 旧 土 人 保護法廃止の議論に加わっていた形跡がないことである 14。ともあれ、 廃止の動きが旭川から起こった後、ウタリ協会は1965年の総会で、保護 法を生活困窮状態にあるアイヌのために活用しようと廃止反対論を述べ、 存続に向けて道庁と歩調を合わせていく。荒井源次郎はそれに反発し、 1968年には北海タイムス紙上で賛否両論が交わされたが、いったん論争 は途切れた。

では、なぜ 1970 年になって再開されたのか。『北海道新聞』旭川市内版 1970.5.14「"アイヌ民族を差別/人権擁護委連など 旧土人保護法撤廃を運動」によると、旭川人権擁護委員連合会は「<u>開拓の歩みを振り返る開基八十周年</u>に、この問題を取り上げ」ることにしたという(強調引用者) ¹⁵。また『毎日新聞』北海道版 1970.5.31「無意味なアイヌ保護法」によると、アイヌ有志と旭川市が保護法廃止運動をはじめたのは、「旭川の人権擁護委が"アイヌの人権受難史"をまとめようと、資料集めをはじめたのがきっかけ」だという。ここで言及されている「アイヌの人権受難史」とは翌年発刊される『コタンの痕跡』のことである。同

記事は続けて、「同法を廃止しようという動きは三十八年にも一度あり、 当時の行政管理庁も「社会情勢の変化で、現在は特別の保護の必要はない」との見解をとったが、結局ウヤムヤになっている」とし、その間継 続的な取り組みはなされていなかったことが示唆されている。

議論が本格化するのは 6 月からである。 6 月 5 日の全道市長会で五十嵐が保護法の廃止を提案し採択された。 ウタリ協会は総会で「廃止には反対する」ことを満場一致で決議した(『北海タイムス』1970.6.18「"廃止には反対する」")が、6 月 26 日には旭川人権擁護委員連合会で廃止を求める決議文が採択された。この後、論争は主に保護法廃止を唱える旭川アイヌおよび五十嵐市長らと、廃止に反対するウタリ協会との対立という、以前の経緯と同様の構図で進められていくことになる。

論 争 の 経 緯 を た ど る 前 に 、 五 十 嵐 が ど の よ う に 問 題 を 認 識 し て い た の かを検討しよう。五十嵐は自著の中で、<アイヌのひとびと>または< アイヌ人>と呼ぶのは、「そのひとびとの独自でみごとな文化と、誇り高 い民族性を認めたうえでの尊称であって、人間を差別していうのではな い」(五十嵐 1970:210)とする。そして旧土人保護法を「不思議な法律」 と呼び、「これは、アイヌ人を中世の農奴たらしめようとする法律だが、 『保護法』を制定した者は、制定したことによって、なによりも自分自 身を深くはずかしめているように、わたしは思う。それをはずかしいこ とだと思う。そのはずかしいことをいまなお許しておくことによって、 わたしたちは、二重三重に自分自身をはずかしめているのではないだろ うか」(五十嵐 1970: 213-4) と述べる。また続けて「『保護法』の鋳型 にアイヌ人をはめこむ発想と、アイヌ人の文化・芸術を低い目で眺める という態度は、ふたつのことでありながら、じつはひとつのことではな いか」ともいう。この部分を読むと、五十嵐は自らの問題として取り組 む意向があるように見える。だが、他の部分における記述やその後の論 争での言動を見ると必ずしもそうではない。この点は後述する。

では、五十嵐は保護法に対するアイヌ民族の認識をどのように把握していたのか。五十嵐は『日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態とその問題点』を引用し、日高地方でも存続派は少数であるという。「旧土人保護法では土地の譲渡制限のみ実施されていますが意見はありますか」という設問に対するアンケート回答者の内訳は、「保護法を改正し救護措置をもりこむべきである」25.7%、「保護法は廃止すべきである」15.2%、「新たな法律を制定すべきである」9.6%、「現行のままで良い」6.7%、「その他」42.8%となっている(北海道日高支庁 1965: 52)。五十嵐も

いうように(五十嵐 1970: 259-260) 16、「現行のままで良い」というのは少ない。しかし「廃止すべきである」もそれほど多いとはいえない。「改正し救護措置をもりこむべき」の方が多いのであり、改正するかどうかはさておき、「救護措置」のために存続を求めるウタリ協会の立場に近いのである。何より、「その他」が 40%以上にのぼるのは、どう結論してよいのかわからない人を含め議論が十分になされていない反映と見るべきであろう。つまり、五十嵐は我田引水の資料読みをしていたきらいがある。

また、意見を異にするウタリ協会に対しては、「おどろいたことに、北 海 道 ウ タ リ 協 会 が 、 保 護 法 廃 止 に は 反 対 で あ る と の 決 議 を し た と い う の である」(五十嵐 1970: 259) という。存続を求めるウタリ協会の姿勢が 廃止論の五十嵐の立場と対立するものとして批判するのは理解できると して、「おどろいたことに」というのはいささか奇妙に聞こえる。拙著で も 述 べ た よ う に 、 存 廃 論 争 に お い て ウ タ リ 協 会 が 存 続 の 立 場 を 表 明 し た のは以前からのことであり、それを「おどろいた」と表現する五十嵐は、 以前の論争の経緯を十分に参照していないか、あるいはウタリ協会の態 度を知っていながら「おどろいた」という表現をレトリックとして使っ ているのではないか(当然廃止論に賛成すべきなのに、反対するなんて、 という非難の意味合いをこめる) という疑念が湧く。新聞記者に意見を 求められた五十嵐は次のように答えたという。「ウタリ協会で、悪法と知 り な が ら 『 保 護 法 』 の 存 続 を 決 議 し た こ と は 、 善 意 で み れ ば 、 歴 史 の 中 で身についた悲しい求保護姿勢の残影といえましょう。残念なことです。 しかし、多くのアイヌのひとたちが、ことに若いひとたちは断固として こ の 法 律 に 反 対 し て い る こ と を 知 る べ き で す 。 そ し て 、 こ の 法 律 の 存 在 を、日本の恥とする多くの良識によって、この法律が廃止にいたるまで、 道民運動として貫ぬきたいと思います」(五十嵐 1970:259)。「善意でみ れば」という前置きは、「悲しい求保護姿勢」以上のきびしい評価を五十 嵐はウタリ協会に対して抱いていたのではないかと感じさせる。うがっ た見方かもしれないが、それは彼が著作の中で「アイヌ人」を「誇り高 い民族性」を持つ人々に与えた「尊称」であるとした存在とは対比的に 映る「悲しい求保護姿勢」を受け入れがたいものと見なしていたという ことではあるまいか。

もっとも、ウタリ協会の姿勢は理解できないという意見は五十嵐の他にも見られた。『毎日新聞』旭川・道北版 1970.7.7「火曜時評 差別保護に向上なし」は、「わからぬことの多い世の中とはいえ、最近の旧土人

保護法をめぐる反対運動ほどわからぬものはない。人権侵害を理由として廃止を主張する動きに反対を唱える団体があることである。しかもそれが、アイヌ系日本人を中心とした団体というにいたっては「いったい、どうなってるの」と、とまどいを感ずる」、「アイヌ系日本人の真の生活向上は差別保護の中にはないことを、このさいもう一度考え直す必要がある」(旭川支局長・中村孝典)と、ウタリ協会の"あやまち"をとがめている。五十嵐や中村にとっては廃止論が正しいことは明白であり、反対者は「どうなってるの」という存在なのである。

上記の見解に加え、存廃議論に関する議論や投書を主に北海道新聞の 紙面で追ってみよう。『北海道新聞』1970.6.18「今日の話題 護 法 」 は 、 ア イ ヌ 内 で 廃 止 に 賛 成 と 反 対 の 意 見 が 分 か れ る の は 奇 妙 に 見 えるが、「そう奇妙に見えるところに、アイヌ問題の本質がありそうだ」 という。『北海道新聞』6.26荒井源次郎「旧土人保護法の廃止を訴える」 は、以前から彼が唱えてきた主張を再提起するものである。荒井は、保 護 法 は 「 差 別 誘 発 の 原 因 」 で あ る と い い 、 廃 止 反 対 議 決 を 行 な っ た ウ タ リ 協 会 も 、「ア イ ヌ を 無 視 」 す る 道 庁 の 態 度 も と も に 批 判 し た 。 6.29 「読 者の声」には「自ら偏見つくり出す」と題された旭川の団体職員の意見 が掲載された。「協会は『手厚い保護を』と主張しているが、この底流に は 『 少 数 民 族 な の だ か ら 保 護 は 当 然 』 と い う 特 権 意 識 が こ び り つ い て い るかのようだ」と述べた。『北海道新聞』1970.7.2「朝の食卓 同じ日本 人」では、白木道遵が「『旧土人保護法』の存廃の問題も、心あるアイヌ がアイヌであることを卑下するような社会環境の是正こそが根本的課題 であろう。アイヌとクマで北海道観光を印象づけるような感覚で行なう 単なる保護政策ではなしに、同じ日本人として真に血の通った政治を期 待したい」のいうコラムを書いている。『北海道新聞』1970.7.3「読者の 抽 象 論 で は 片 づ か ぬ 」 は 6.29 の 投 書 者 に 反 論 し 、「 保 護 法 そ の も の がすでに死文化されている現在、その法律を最後のトリデとして守ろう と す る ウ タ リ 族 の 反 対 は 、 一 般 論 を 超 越 し た 生 活 論 で あ る 。 単 な る 憶 測 や現実に体験させられている差別に目をふさいで論ずることは、問題の 本質を他に転ずるものといわねばならない」という。さらに同じく投書 欄『北海道新聞』1970.7.8「経済的裏付けが必要」は、「差別を解消する には、①人々の中から差別意識を払しょくする②アイヌ人の同化、同和 ③ ア イ ヌ 族 自 身 の 意 識 の 高 揚 ― が 考 え ら れ る 。 そ こ で 私 は 、 死 文 化 し た 現行法を廃し、新に差別撤廃を究極の目的として、前記の三対策を推進 させるための、比較的長期(二、三十年程度)の時限立法を講じること

を提唱したい」と論ずる。

『北海道新聞』1970.7.8 ウタリ協会副理事長の津屋恒男「旧土人保護 法 の 存 置 こ そ 当 然 」に よ れ ば 、1961 年 か ら 実 施 さ れ た 不 良 環 境 地 区 改 善 事業は、保護法7条の施策(保護のため必要な施設)を協会理事長らが 道や国に対して陳情した結果実施されたものであり、アイヌだけではな く 和 人 も そ の 恩 恵 を 受 け て い る 。法 制 定 の 趣 旨 は ま だ 生 か さ れ て お ら ず 、 死文化しているのであれば現状に沿ったものに改善することが必要であ ること、保護法の存廃は差別意識には直接結びつかないことを主張する。 『北海道新聞』1970.7.13「社説 旧土人保護法を考える」も保護法 7 条と不良環境地区改善事業の関連について述べるが、津屋とは反対に、 「保護法は廃止せよ」と結論する 17。就職、貧困、進学といった「も っとも求められているものに対応できぬところに、旧土人保護法の限界 がある」からであり、ウタリ協会には「総会での決議にこだわらずに、 検 討 し な お す こ と を 望 み た い 」 と 提 起 す る 。『北 海 道 新 聞 』 1970.9.4 に はウタリ協会理事の結城庄司が「旧土人保護法のまやかし」で不良環境 地区改善事業の実施の根拠など行政側のあいまいさを指摘、植民地的政 策 で ア イ ヌ が 被 っ た 経 済 的 ・ 精 神 的 損 失 に 対 す る 償 い は 「 現 在 の 旧 土 人 保護法ではとうてい解決されない問題であろう」と主張し、保護法を廃 止してもあるいは改正して保護法だけにたよるのも問題の解決にはなら ないとする。

しかし、この後、北海道新聞本社版の紙面からは旧土人保護法関連の記事は見当たらなくなり(『北海道新聞』1971.4.5-6 河野本道「身近な民族問題」「旧土人保護法」をめぐって(上)(下)」)、一過性の報道に終わった感が否めない。議論の進展がないことに業を煮やしたのか、荒井源次郎は再び北海道新聞に投書するが(『北海道新聞』1972.4.3「すみやかに廃止望む/死文化した旧土人保護法」)、論争として展開されることはなかった。

3.2 『コタンの痕跡』と「旧土人保護法とウタリ」

きっかけはともかくとして、旭川発の存廃論争の「火付け役」となったのは人権擁護委員連合会であり、その成果が 1971 年に発刊された『コタンの痕跡』である。前述のように、人権擁護委員連合会が取り組みはじめたのは 1970 年に入ってからのことであり、十分な準備をもって望んだというわけではない。編集にあたった斉藤任幸のことを紹介した『毎日新聞』旭川・道北版 1971.3.29「アイヌの人権擁護に活躍/旭川を去

る 斉 藤 さ ん 」に よ る と 、「 斉 藤 さ ん は 、 旭 川 の 法 務 局 に 勤 め て 二 十 一 年 二 ヶ月。アイヌ問題には、特別関心を持っていなかった。それが、四十二 年 十 月 か ら 人 権 擁 護 の 仕 事 に つ く よ う に な っ て 以 来 、 ア イ ヌ の 結 婚 や 就 職について、根強い偏見のあることを知らされ、四十四年七月から施行 された同和対策特別措置法の立法化で強い関心を持つようになった」と の こ と で あ る 。「人 権 擁 護 委 員 連 合 会 が 、こ の 問 題 を 積 極 的 に 取 上 げ る こ とになり、斉藤さんも昨年二月ごろから猛勉強。文献をあさり、人に会 い、昨年十月には日高地方に旅行してきた。"コタンの痕跡"の出版準備 に か か わ っ た の が 昨 年 八 月 ご ろ か ら 」 と あ る か ら 、 か な り 短 期 間 に 集 中 して業務をこなしたことがわかる。準備期間はともあれ、600 ページ弱 の 大 部 で 29 人 (ア イ ヌ 5 人 、 和 人 24 人) も の 多 様 な 執 筆 者 の 論 考 を 1 年の短期間でまとめた論集はこれ以前には他に例を見ない。論争への関 心がこの間急激に高まり人々の関心を引いていた反映であるといえる。 また当時の論争の水準を示してもいる。

表 2 『コタンの痕跡』目次(序・あとがき等除く)

タ	イ	\vdash	ル	(埶	筀	者)	

- 教育現場での日々の実感(伊藤明)
- 特別保護の時代は去った(岩沢誠)
- 旭川市政と旧土人保護法一一その 政治的課題(五十嵐広三)
- アイヌと人種的偏見(泉靖一(編 河野本道))
- アイヌ アイヌ(萩 ネノ 中美枝)
- 人種偏見の社会的分析 — 北海道 アイヌをめぐって(西勇)
- 凌辱者シャモにとるべき"道"は あるか (本多勝一)
- 詩「地と涙の大地」(戸塚美波子)
- わたしの祈り(戸塚美波子)
- 近世アイヌ史の断面(貝沢正)
- 旧土人保護法の周辺(川窪正昭)
- 北方民族に思う (米村喜男衛)
- 北海道旧土人保護法と生活保護法 の衝突 (成毛鐵二)
- 存廃論の底流を探って一一放送メ モから (中川昇)
- アイヌの子どもたち(向井豊昭)
- アイヌ系住民は差別されている (向井喜美恵)
- 新らしい歴史が開かれる(山川力)

タイトル(執筆者)

- 近文アイヌ地問題の発生と残こ - - 北海道旧土人保護法廃止のた
- たかいの一つの側面(松井恒幸) アイヌ問題雑感 — — 最近のアイヌ 問題論議を読んで感ずること(牧 野 法 郎)
- アイヌ史の復権を(藤本英夫)
- 旧土人保護地に対する不動産登記 手続きの沿革(布施吉栄)
- 「旧土人保護法」にまつわる人間 関係の歴史的分析と将来における 方法一一「旧土人保護法」の後始 末を如何にすべきか (河野本道)
- コタンからの報告(足立俊一郎)
- 偏見は持たないでくれ(佐々木利 明)
- 旧土人保護法とともに五十年(喜 多章明)
- ウタリに寄せる一一自然主義者、 アイヌの道(結城庄司)
- T イヌ人が滅びるというのか(三 好文夫)
- 日本人とアイヌの指紋(三橋公平)
- 同化と保護政策の回顧(鈴木二郎)
- 雑感「保護と同化」そして「差別 と偏見」その意味するもの一一旧 土人保護法の昭和十二年改正資料 を挟んでの断片的な考察(斉藤任

内容は玉石混交である。五十嵐自身も寄稿している(内容は『市民運 動 の 証 言 』 と 同 様) が 、注 15 で 引 用 し た 山 川 の 論 考 の よ う に 、五 十 嵐 に 対して批判的な見解をも掲載しており、幅広い層から意見を求めようと

配慮されていた点などは長所としてあげられるだろう。ただ、ウタリ協会をはじめ、保護法存続を主張する論者は論集には含まれていないこと(ウタリ協会には寄稿を断わられたそうである)、編者の斉藤任幸自身の論考を含め、和人側のスタンスが掘り下げられていないのが論集の限界を感じさせるところである。ここでは、1970年時における論争の流れをとるのに適していると思われる札幌テレビ放送(STV)ディレクターの文章(中川 1971)と、その STV が放送したラジオ番組「旧土人保護法とウタリ」を重ね合わせて見ることにしたい。「旧土人保護法とウタリ」に登場する人物と『コタンの痕跡』に寄稿している人には重なりがあり、論争の流れを集約しているように思われるからである。

「放送メモから」という副題のついた中川の一文は、五十嵐が全道市 長会で廃止提案を行なった6月5日からはじまる。廃止運動が旭川で起 こっていることを知った中川らは、それに反対しているウタリ協会を取 材した後、6月20日には「土曜焦点」というテレビ番組に、旭川の荒井 源次郎やウタリ協会の津屋副理事長ら9人の出演者が意見交換する場を 設 定 す る 。 放 送 の 翌 日 の 感 想 と し て 中 川 は こ う 記 し て い る 。「こ の 問 題 を われわれ自身の問題として捕えるためにはまだまだ遠い距離がある。保 護法の存廃論議をきっかけとして、焦点を合わせなければならないもの、 それはアイヌ人差別の実態であり、もっと本質的なアイヌ人たちがかつ て 自 ら の 手 に も っ て い た 土 地 で あ り 、 生 活 手 段 の 一 切 を 含 む 権 利 で は な い か 。 そ れ を 現 実 離 れ し た 空 論 だ と ね じ 伏 せ て し ま う 前 に 、 謙 虚 に 自 ら に問いかけてみよう。アイヌ人の生活の向上は、保護法によってではな く、自らの民族の権利の回復という方向によって達成される。自ら失い、 奪 われ 去った ものの 回復、そこに問題の原点があるのではないか」(中川 1971: 172)。そして8月に録画された「土曜焦点」では10人のアイヌが 集 ま り 、 そ の 中 で 貝 沢 正 が 「 北 海 道 の 歴 史 を ひ ら い た ア イ ヌ が 日 本 人 の 侵略や、植民地政策の失敗で、北海道の片すみで小さくなって生きてい る。われわれは、日本人の犯したこうした罪悪のつぐないをここで要求 するという方向へ持って行くべきだと思う」と述べたのを、中川は「新 しい意見として耳に残った」(中川 1971:173)としている。しかし、ア イヌ内の存続側と廃止側の「二つの溝はますます深くなってしまった印 象」が残り、「やや力つきた感じのテレビに替って」(中川 1971: 174) 1 8 1 1 月 8 日 か ら 「 旧 土 人 保 護 法 と ウ タ リ 」 と 題 し た ラ ジ オ 番 組 が 6 回 連続で放送されることになる。12月5日(放送は6日)の第5回目には、 五十嵐を囲んで旭川アイヌ側とウタリ協会側が同席する座談会が開かれ

た。「冷たい感情のしこりだけは何とか取り払って、両者が相接する新しい局面が出てこないだろうか。必ず接点はあるし、それを見つけなければいけないという積極的な姿勢が今必要なのだ。五十嵐市長もわれわれと同意見であった」(中川 1971: 175)。中川は、2時間を越える議論の結果を、場の設定を働きかけた STV の伊坂報道制作局長の次のような言葉で締めくくっている。「テレビ、ラジオを通じて足かけ七ヶ月にわたる放送をとおして、今夜の話し合いくらい実りのあったものはないという印象を受けました。全く交わるところのない平行線に見えた二つの糸が、触れ合いの場をようやく見つけたように感じました。私共は、この保護法の存廃問題をきっかけに、全道五万のウタリが一堂に手をつないで問題の解決に当られるよう希望します。われわれもアイヌ問題を明るい広場へ持ち出して世論の喚起に努めたいと思います」(中川 1971: 176)。

中川の一文には、「民族の権利」や貝沢正の言葉である「日本人の犯したこうした罪悪のつぐない」など、今日までの復権運動の流れに沿った主張の萌芽的要素がうかがえる。ただ、そうでありながら、最後におかれた伊坂の言葉はある意味報道側、ひいては和人側の姿勢全般を反映したトーンとなっている。それは、「アイヌ側の問題」として課題を基本的にとらえていることである。「全く交わるところのない平行線に見えたこつの糸」というのは旭川アイヌ側とウタリ協会側の対立をさしているが、そこには和人の当事者としての関与は感じられにくく、あたかも土俵の外から勝負を見守っている立ち位置にあるかのようである(このようなたとえを使うと、さしずめ五十嵐は片側に肩入れしている行事役とでもいえようか)。「われわれ自身の問題として捕える」までには「遠い距離がある」し、また距離を埋める前に「問題」を「解消」しようという方向に向けられている。同じ傾向はラジオ番組「旧土人保護法とウタリ」にも垣間見える。

第1回(11月8日)は「旧土人保護法をめぐる存廃両論の発端」で、保護法を「たしかにすぐれた法律であった。しかし…」と、問題はありながらも元々はよいものであったというナレーションを挿入している。また、廃止に反対するウタリ協会の野村理事長や津屋副理事長の意見の後で、五十嵐に「ウタリ協会にがっかり」「旭川の人は毅然として廃止すべきといっている」といわせ、廃止反対派を"頑迷"な人々であるかのように表象している。第3回(11月22日)「差別と偏見」では、番組を「差別と偏見を乗り越える勇気をアイヌの人々に望みたい」というナレーションで終わっている。続く第4回(11月29日)「ウタリ協会の立場」

では、「ウタリ協会自体が差別感をあおっていないか」「私たちが望みたいのはウタリ自身の精神的自立である」と、第1回と同様、廃止に反対する側に問題を帰している。第6回「同じ日本人として内と外から」とし、最終的には「同じ日本人」であることに取り組みへの足がかりを置く主張である。全体として、連続番組を組み良心的な問題意識はうかがえるものの、問題の所在と解消をアイヌ側に求める構成になっていて、和人側が責任を引き受けるというトーンではやはりないのである。

番 組 に 対 し て は 、以 下 の よ う な 投 書 が 感 想 と し て 寄 せ ら れ た 。『 毎 日 新 聞』北海道版 1970.12.28「読者ルーム」「旧土人保護法」に思う」は 20 才代の女性会社員からのものである。「ウタリ協会の理事長、副理事長の 方々は底辺にいるアイヌの人びとを救うのに、この法律は、どうしても 必要だといっていますが、私にはアイヌの人々の問題は、ただ単に、法 律を廃止したり、存続させたりすることでなくなるものではないと思い ます。番組の中では、差別がなくなるのは、アイヌの人々が完全に和人 と同化したときではないかといっていますが、行政の暖かい働きかけが なされることを望んでいます」。法律の存廃が問題の本質ではないという のは当時の論争の中では見過ごされがちな点であった。その意味では投 書 者 の 認 識 は ポ イ ン ト を 突 い て い る 。 た だ 、 同 時 に 番 組 中 の 同 化 主 義 的 トーンにも影響されてか、「暖かい働きかけ」という温情主義を思わせる ような言葉で終わり、「われわれの問題」にはたどりつかない様もうかが える。一人の短い投書の中に、問題を再考しようという態度と旧来の態 度とが混在していることは、当時の論争が熟さないままだったことをそ れなりに反映しているのではないかという印象を受ける。

また、1970年末にかかると、早くも運動が停滞に向かっているという報道が現れた。『朝日新聞』北海道版 1970.11.30「旧土人保護法 廃止運動また冬眠?」によると、旭川人権擁護委員連合会事務局に次年度の取り組みについて問い合わせたところ、意外な答えが返ってきたという。「アイヌ差別をとり上げたのはことしの事業で、来年も継続する意図はいまのところない」(強調引用者)。また、「五十嵐旭川市長は「法の撤廃を道民運動に高め、広範な差別廃止運動を進める」と声を強めた。しかし、運動は一向にスタートしようとしなかった」とも報じている。運動が広がらなかった原因はウタリ協会の反対だとしているが、「言いだしっペ」の取り組みが弱いことは記事全体の論調にうかがえる。

翌年に発刊された『コタンの痕跡』はかなりの反響を呼んだようで、

急 遽 増 刷 さ れ た 分 と 合 わ せ て 3500 部 が 印 刷 さ れ (『 毎 日 新 聞 』 旭 川 ・ 道 北版 1971.3.16 「反響広がる「コタンの痕跡」」)、72年になってもさらに 増刷を求める声が寄せられていたという(『北海道新聞』旭川市内版 1972.9.1 「『コタンの痕跡』再版望む声高まる」)。もっともくわしく報道 したのは朝日新聞で、全国版のニュース 1971.7.7「アイヌ差別への怒り 「 コ タ ン の 痕 跡 」 を め ぐ っ て 」 で は 大 き く 一 面 を 割 い て 出 版 に 至 っ た 背 景 を 解 説 し て い る 。『 毎 日 新 聞 』 旭 川 ・ 道 北 版 1971.3.23 「 火 曜 時 評 イヌ問題、真剣に」は「いまなおアイヌ人が差別されていることへの証 言 の 役 割 を 果 た し て い る と も い え よ う 。 / 大 学 教 授 、 文 化 人 、 ジ ャ ー ナ リストなど二十九人が執筆しているが、大切なことはアイヌ人の側から みていることである」と高く評価しているが、玉石混交の論集で問題含 みの論考も含まれる内容に対して「アイヌ人の側からみている」と総評 するのはいささかピントはずれであった。このコラムは「昨夏、支局を 訪 れ た 作 家 、 き だ み の る 氏 は 「 保 護 法 が 廃 止 に な っ た 方 が ア イ ヌ 人 の た めに幸福であるか、どうか、もう一度考える必要がある」というような 意 味 の こ と を い っ て い た 。 外 部 ば か り で は な く 、 内 部 に も こ う い っ た 目 を も っ た 人 た ち が い る こ と に 問 題 は あ る 」(旭 川 支 局 長 中 村 孝 典) と 続 けているが、ここでいう「内部」とは何か? 文脈からすると「アイヌ 内部」で廃止に反対するウタリ協会のことを指しているように読めるが、 そ う で あ れ ば 、 前 述 の よ う に 廃 止 反 対 論 者 に 責 任 を 帰 し た 論 調 に な っ て いる。 法律の存廃に土俵を設定し勝敗を判定するという取り組みの限界 はなかなか越えられないままであった。

3.3 「風雪の群像」爆破事件、北海道ウタリ福祉対策

『コタンの痕跡』の発刊後、旧土人保護法存廃の議論は一息ついた観がある。これまで述べてきたように、旭川人権擁護委員連合会も五十嵐も、その後この課題に継続して取り組む姿勢は見せていなかった。ただ、アイヌ民族をめぐる差別や権利に関する議論は、その後いくつかの騒動をおりまぜながら継続されていくことになる。その一つが「風雪の群像」爆破事件である。

「はじめに」で、この件は今後の課題とする旨述べたが、ここではごく簡単に必要事項のみを記す。五十嵐は開拓者顕彰の主旨で彫刻家の本郷新に「開拓の群像」像の制作を依頼した。この彫刻は5人の人物像からなり、当初案ではアイヌの老人とおぼしき一人のみがひざまずいた形だったことから、小説家の三好文夫らが構成に問題があると批判した後、

完成したものではアイヌは腰掛けたものになっていた。1970年8月に完成後も『コタンの痕跡』所収の一文で三好や藤本英夫らが制作者の考えを批判していた。そして、1972年10月には、「開拓の群像」と北海道大学に所蔵されていたアイヌ資料がほぼ同時に爆破されるという事件が起きた。

アイヌも含め、大方の反応は「過激派」の暴力行動を迷惑視し批判した。『北海タイムス』1972.10.29「"旧土人法"の撤廃を」によると、五十嵐は「首相に旧土人保護法の廃止を"直訴"することについて『従来、(旧土人保護法)廃止運動を進めてきたが、一時、運動が弱まっていた。この機会に改めて決意し、屈辱的な法律撤廃に闘う』と明言した」そうである。中断されかけていた旧土人保護法存廃論議が騒動で呼び覚まされた格好になったのである。それを受けて、『北海道新聞』1972.11.22 読者の声に「和人の原罪こそ問え/旧土人保護法撤廃の直訴に一言」と題する平村芳美の投書が掲載された。

旧土人保護法が差別を生む根源だとして旭川市長は同法の撤廃を首相に直訴するというニュースに、アイヌである私は複雑な思いにかられている。

アイヌに対する過去の罪を問わずして「廃止しましょう」などとシャモである五十嵐市長がどうして言えるのか。食うこともままならなかったアイヌたちを"さらし者"にするごときアイヌ観光を黙認して差別と偏見を増大し、その重圧に耐えられず魂をも売るごとく堕落し、あるいは苦しみながら死んでいったアイヌのその痛みがわかるのか。

もちろん「旧土人」などという名称を快く思うのでは決してない。 しかし、その前に、アイヌを放り捨てて顧みなかったその罪をこそ問うべきではないのか。ちまたにまき散らされた偏見を回収することなくして、なんの差別解消であろう。教科書一つとってみても、アイヌが真に語られているだろうか。閉ざされたアイヌの歴史を語らずして、どこに我々の立場があろう――。「旧土人」という文字が消えて、アイヌの現在がどれほど変わるというのか。

平村と同様の見解は、同年初めに『北方文芸』誌上で佐々木昌雄も述べていた。佐々木は、「私自身は存続(ママ)いずれの論にも加担するものではないが」と前置きして、「存続論の内に〈異族〉の執念を嗅ぎとれる。存続論者は単に自分の経済的利益に固執するみみっちさに依ってい

るのだ、と考える者にはどうしても理解できぬことかも知れぬが、それは過去から引き継がれてきた執念である」という(佐々木 1972: 67-8; 東村 2006: 309)。佐々木もまた、旧土人保護法の歴史的検証なくしては解消には進めないといい、存続論者に「<異族>の執念」を見てとっている。

佐々木や平村の批判を五十嵐がどう受け止めたのかは不明である。ただ、平村の批判とは無関係に、五十嵐の廃止論は早晩失速していっただろう。彼が論争に再言及したのは一瞬のことであり、その後 1974 年末に旭川市長の職を辞すまで、彼が改めて論争を仕掛けていった形跡は管見では見当たらない。

その間、一方で保護法の存続を求めていた側は、新たな施策の展開に向けて動きを進めていた。『朝日新聞』北海道版 1970.11.17「アイヌ自立に道が本腰」初の「アイヌ系住民対策関係課長会議」によると、ウタリ協会は会議に合わせて 11 項目の要望を道庁に提出したと報じられた。よりローカルなレベルでは、『毎日新聞』北海道版 1970.12.4「旧土人保護法、活用すべし/共同井戸建設を陳情 浦河のアイヌ系住民」のような動きも散発的ながらあったようである。そして『毎日新聞』胆振・日高版 1972.7.5「ウタリの生活守ろう/胆振支庁が初の対策会議」というように、自治体・支庁・道庁と各レベルでの対策が具体化されていくのである。

「風雪の群像」爆破事件の報道に大きなスペースが割かれていた同じ紙面に、『毎日新聞』北海道版 1972.10.24「取残されるアイヌ/農林漁業に依存、若者流出 道が調査」が報じられているのは象徴的である。これは2年後の1974年に開始された「北海道ウタリ福祉対策」の基礎データの予備調査にあたるもので、以後7年単位の福祉対策に先立つ2年前に実態調査が実施されるという流れはしばらく続くことになる。実態調査や福祉対策がどれだけ実のあるものだったかという論点や、福祉対策が旧土人保護法に直接基づくものではないことはさておき、五十嵐と意見を異にする側である道庁とウタリ協会は施策を"着々と"協働で実施していったのであった。廃止を唱えるだけで実行力のある施策を伴わなかった五十嵐に対抗する形で、存続派はポイントを稼いだといえる。そして北海道新聞1972.11.23「表面化した怒り・告発・運動…」はウタリ協会副理事の貝沢正と全道のアイヌが旭川アイヌと話し合いを持ち、保護法に対する「統一見解」を検討した結果、「十勝地方で進めている"土地返せ運動"を優先させる一などを決定」と報じた。これを受けて11.27

「卓上四季」は「廃止論はしばらく引っこめる」ことになったと書いた。

爆破事件の直後、衆議院議員総選挙を前に、新聞の取材を受けた荒井源次郎は次のように語ったそうである(『毎日新聞』北海道版 1972.11.28 「総選挙 ある告発 1 民族の復権」)。

戦前、戦後を通じて、われわれ民族の問題や悩みを政治家に訴え、それが国会で提起されたり、政治の手が差しのべられたことが一度でもあるかい。みんな知ってるよ。たとえ、あったとしてもそれは"政治"ではなく"支配民族に対するお恵み"という態度だった。

記事の最後は彼の長年の持論である旧土人保護法の撤廃の主張で締めくくられている。荒井が五十嵐の取り組みをどのように評価していたのかはわからないが、結果として廃止運動が前進しないことによる不満と政治(家)不信は明らかである。

4 . 五十嵐市長の対アイヌ民族施策の評価――「功罪半ば」と当事者性

冒頭に立てた二つの問いのうち、「旭川の地域特性はどのように施策を 規定するだろうか」についてまず簡単にまとめる。「北海道アイヌ祭り」 の企画も、北海道旧土人保護法廃止の提唱も、旭川の地域特性が強く反 映された取り組みであったといえる。前者については、祭りに協力した 川村カネトのアイヌ記念館が以前から存在し、また観光民芸品の製作も さかんであったことから、アイヌを観光客に結びつけるイベントの素地 が存在した。旭川以上に観光地化されていた白老や阿寒はともかく、日 高地方でこのようなイベントが構想される可能性は考えにくい 19。地 域の観光産業の素地に加えて、民芸品業者としてかねてからアイヌとつ き あ い の あ っ た 五 十 嵐 が 為 政 者 と な っ た か ら 実 現 し た 企 画 で あ ろ う 。 後 者については、五十嵐が廃止を提唱する以前に、荒井源次郎を中心とし た 廃 止 論 者 の 層 が あ れ ば こ そ の 提 起 で あ る 。 吉 田 菊 太 郎 ら 十 勝 な ど に も 廃止論者はいたものの、継続的な取り組みという点では旭川アイヌには 及ばず、これもまた日高地方の自治体から提唱される可能性は薄かった。 自治体の長として住民の声を施策に反映させるという観点からは、この ような取り組みがなされることは理解できるものである

とはいえ、アイヌ民族は旭川や他の自治体の中でも圧倒的少数派であったことは事実である。『朝日新聞』北海道版1971.4.21「アイヌ問題は

票にならず?」を見ると、有権者としての絶対数が少ないアイヌ民族の抱える課題は選挙での争点になりにくいことが身も蓋もなく表明されている。そんな中、アイヌ民族に関わる政治課題を率先して取り上げた五十嵐は、やはり民族的マイノリティに対して同時代の政治家の中では例外的に配慮があった政治家と評することができるだろうし、旭川地区のアイヌから一定の信頼と支持を集めたとしても不思議ではない 21。

ただし、五十嵐の施策が地域性に基づいたものであったとしても、「北海道アイヌ祭り」も旧土人保護法廃止の提唱も、旭川の枠を超えて北海道全体あるいは民族全体に関わる話として必然的に展開した。したがって、旭川と他地域との異同を念頭に置いて話を進める必要があったことはたしかである。しかし、五十嵐は旭川内部の自分の支持層を頼みとし、他地域から(旭川内でも)当然予想された反発や異論に対して備えていたとはいいがたい。また、準備不足であったことは、「道民運動として貫ぬきたい」と述べたにしては施策への継続的な取り組みに欠ける結果ともなった。「年中行事」にするはずだった「北海道アイヌ祭り」は1回のみの開催に終わってしまったし、旧土人保護法存廃論争は1970年でほぼ止まってしまった。

1970年の時点で彼はこう書いている。「もちろん、"北海道アイヌまつ り"は、すでに述べたように、あとからの評価にまつほかはない。しか し、これを起点とし、"伝承のコタン"造成、『旧土人保護法』廃止へと 具 体 的 に 展 開 し て い く 運 動 の 波 を 見 る な ら ば 、 人 間 と 文 化 の 関 係 を で き る か ぎ り 正 当 な 次 元 に お き 、ア イ ヌ 民 族 文 化 を 内 面 の 問 題 と し て と ら え 、 そこから文化の未来を追及していくというわたしたちの志向が、いくぶ んなりとも理解されるものではないかと思われる」(五十嵐 1970: 238 - 9)。しかしながら、ここまで見てきたように、「北海道アイヌ祭り」と 旧土人保護法廃止運動は連動しているというよりは別々のことである。 同じアイヌ民族関連の施策ということで五十嵐の中ではつながりはある のだろうが、政治的課題としては継続的な取り組みに欠けたせいもあっ て、「起点」とはなりえずそれぞれがばらばらの結末を迎えている。彼自 身は、保護法廃止論争との関連で、「わたしは、"北海道アイヌまつり" の構想を、次第に形あるものにおしだしていったのである」(五十嵐 1970:214-215)と述べてはいるものの、その結びつきは彼以外の人間と はそれほど共有されたものではなかったであろう。

もしそれらが五十嵐の頭の中では連続しているようにとらえられているとすれば、それは彼の対アイヌ民族認識に一貫したものがあるからで

は な い か 。 こ こ ま で 引 用 し て き た 文 章 や 発 言 か ら 、 彼 の 中 に は 隠 れ た 二 分 法 的 認 識 が あ る も の と 推 測 し て も そ れ ほ ど 的 外 れ で は あ る ま い 。 彼 自 身が批判していた人々の二分法に彼自身が陥っているのである。一つは 和人の中の二分法である。彼はアイヌに偏見を持っている人を「低い目」 の持ち主だとし、対して「深い目」を持つ人は、観光に関連して、「隣人」 としてアイヌを理解できるとした。もう一つはアイヌ民族に対する二分 法的認識である。すなわち、「深い目」を持つと自負する五十嵐自身の認 識 と し て は 、「 ア イ ヌ 人 」 と は 「 独 自 で 見 事 な 文 化 と 、 誇 り 高 い 民 族 性 」 が認められる人たちであり、五十嵐は彼らに対して差別意識はないとす る。しかしながら、「旧土人」と名指される場合は「悲しい求保護姿勢」 を見せるような差別された存在である。「独自で見事な文化と、誇り高い 民族性」があれば「アイヌ祭り」でそれを示すこともためらわないし、 旧土人保護法という差別的法律は当然撤廃すべきという立場を取るはず、 というふうに二つの案件への主体的関与が連続する。だが、五十嵐は、 自分がアイヌ民族を差別的にとらえ(たく)ないというがために、かえ って自分の基準から見て「誇り高」くないあり方を許容できない。その ために、アイヌ民族内部での意見の相違や心情の微妙なグラデーション (「北海道アイヌ祭り」に関する新聞の投書欄で示された世代差に関する 意見などはその一例である)に十分配慮できていない。それは特に旧土 人保護法存廃論争における彼の仲介役としての機能不全に現れている。 拙著で述べたように、旧土人保護法存廃論争では、アイヌと和人の双 方に賛成反対両方の意見があり、また同じ賛成/反対派でも論拠が異な っていることがあった。その経緯を踏まえるのであれば、その後論争を 提起し引き受ける者には、単に賛成反対に色分けするのではなく、入り 組んだ思惑や論拠を整理し議論していく役割(土俵作り)が求められた。 STV が各地を取材してそれなりにいろいろな意見を報道しようとしてい た姿勢にその一辺はうかがえる。ところが、肝心の五十嵐の言動にはそ れがうかがえない。五十嵐は問題提起の中心人物と見なされてはいたも のの、実際の議論を設定したのは周囲の人物や報道関係者であった。ま た、廃止を唱える旭川 (アイヌ) の側が正しく、反対するウタリ協会側 に「がっかりした」という態度を変えることもなかった。仮に廃止を押 し通すとしても、単に廃止するだけでその後の展望を示さなければ、ウ タ リ 協 会 を 中 心 と す る 反 対 派 を 説 得 す る こ と は 困 難 だ っ た 。 単 な る 廃 止 は 和 人 側 の 責 務 の 解 消 = 何 も し な く て も よ い と い う 論 と も 受 け 取 ら れ る

からである。これは、五十嵐が基本的にアイヌ側の問題として立て、和

人側としての責任の引き受け方を廃止にとどめ、謝罪や補償に踏み込まなかったことが原因でもあり理由でもある。

五十嵐が同化主義者だったというつもりはない ²²。しかし、五十嵐が廃止論者として喜多章明の名をあげて(肯定的に)言及するぐらいであれば、同じ廃止論者であっても喜多と五十嵐はどう違うのかを明確に述べることが元来必須だったのである。喜多は敗戦後の農地改革にともなう給与地の取り扱いを批判しながらも、全体としては同化主義政策は成功であったと肯定し自分の関与を自賛しているのであるから(喜多1971)、五十嵐はこのような人物と「呉越同舟」ではすまされなかったはずである。

あるアイヌが「北海道アイヌ祭り」について述べた「功罪半ば」を借用し、功と罪を短くまとめるならば、以下のような評価になる。 功の方は、思い切った提唱で注目を集め、議論を喚起したことであろう。 特に北海道旧土人保護法廃止の議論は早晩提起される必要があった。 罪の方は、中途半端な取り組み方で、その後しばらくアイヌが広く集うイベントが開催しにくくなってしまったことや、議論の進展がかえって遅れてしまったことかもしれないこと、である。

五十嵐のアイヌ民族関連施策がこのような結末を迎えたのはなぜか。 最大の理由は、少なくとも旧土人保護法存廃論争に関しては、「開基八十周年」という構図の中の一部として取り込まれていったためであると私は考える。「開基」という先住民族の存在を無視した発想と、「〇〇周年」というその年かぎりのイベント的発想とである。したがって、「開基」に基づくかぎり和人入植者の歴史そのものは肯定されざるをえないし、「八十周年」が終わると継続して取り組まれることもなかった。ここに彼の政治家あるいは和人としての当事者性が現れているといえるだろう。

『フォト旭川市民』1969年9月号には次のような記述がある。「来年は、旭川の開基80周年を迎えますが、市ではこの記念事業の一つとして、ことしから3ヵ年計画で、「アイヌ文化の森"伝承のコタン"」造成に着工する計画を進めています」。「開基記念」であろうが何であろうが、「アイヌ文化」を無視するよりははるかに好ましいことだという評価はありうる。しかし同じ一文に書かれている「北海道開発の礎石となったアイヌ民族の文化を伝承することが、私たちのつとめではないでしょうか」というくだりは、「開基」に疑念を差し挟むものとはならないのもたしかだろう。また、「風雪の群像」についても、「この間百年、大地には先住民をはじめ、開拓に従事した名もない祖先の尊い血と汗が流されて」お

り、「北海道百年を記念」して像が建設されることを報じている。これらの事業の位置づけからうかがえるのは、五十嵐にとって総合的に重要なのは、旭川もしくは北海道全体の開発(開拓)が成功してきたことで、 それを市民の総意として祝賀できることである。

それは五十嵐が関わる他の著作や刊行物の記載からもうかがえる。五十嵐の施策の中でも評判を呼んだ開発プロジェクトである買物公園の造成を扱った本では、「開拓」の概略は以下のようなものである。

北海道開道百余年の歴史にあって、旭川は開基八十有余年に過ぎない。はじめにその歴史を簡単に素描し、今回の買物公園を創造するにいたった旭川の歴史的なフロンティア精神とエネルギーを展望してみることにした。

ふるくは西蝦夷地のなかの奥蝦夷地に属し、先住民族のアイヌが思いのままに駆けめぐっていた上川の平原。それが国じゅうの関心を呼ぶようになったのは、幕末期の騒然とした北方問題のなかからであった。(五十嵐・高橋編 1973: 61、執筆者は山崎雄二)

これに呼応するように、五十嵐もまた「フロンテイアにとんだ旭川の精神的風土」と小見出しのついた一文で、移住者たちの気質を次のように描写する。

この先を見るに敏な、進取の気風に満ちた、昔の堺商人のような商法は、たしかに旭川市民のもつ個性的なバイタリティであろう。…旭川市は開基以来、僅かに八十二年であるが、本州各県から渡道し、混合し、雑種になった新種が旭川市民なのだから、血も若い。それは自由で平等な、またフロンティアにとんだまちの気風をつくり、新らしいプロジェクトも割合い抵抗なく受け入れる土壌になっているのであろう。(五十嵐・高橋編 1973: 220 - 221)

二人とも「開基」や「フロンティア」という多数派の歴史観に照らした用語をそのまま使い、特に五十嵐の一説は「道民性神話」と私が呼ぶものに適合的である(東村 2006: 第 8 章、第 9 章)。この本には、「北海道の開拓や都市設定は、先住民アイヌの人々とその世界を征服することにほかならなかった」(五十嵐・高橋編 : 248、執筆者は高橋芳郎)という反省的一文もあるものの、この一箇所のみであり、アイヌ民族の問題

がそれ以上展開されることはない。このような書きぶりは、政治家五十嵐にとってアイヌ民族関連の課題は他の施策より優先順位が高いものではなかったということの傍証になるだろう。以上から、やはり五十嵐は和人政治家として「開基八十年」の枠組みを壊すことはできず、それが施策の限界となって現われたといえるだろう ²³。

前述した佐々木や平村の批判は、はからずもその後の旧土人保護法の運命を予言するものとなった。周知のとおり、旧土人保護法は1997年に「アイヌ文化振興法」に置き換えられるまで存続したからである。ただし、それは「〈異族〉の執念」だけがそうさせたものだとはいえない。「アイヌ文化振興法」は植民地化による異民族支配の政府責任を認めず、先住民族としての権利認定や謝罪・補償も含まない、単に「文化振興」だけに特化した内容である。そしてそれすら多数派の意向に従わなければ永遠に機会が失われるであろうという政権側の意向を忖度したかのような研究者の発言に添う形で、旧土人保護法廃止の「取り引き」として制定された類のものだからである。この経緯をも含めて検証することは、五十嵐亡き後二度目の「アイヌ新法」制定を目の当たりにした現代のわれわれの課題である。

付記

旭川市図書館で資料を紹介してくださった稲荷桂司氏、また稲荷氏を紹介してくださった金倉義慧氏にお礼を申し上げる。草稿に対してコメントいただいた手島武雅氏と松岡靖氏にも感謝したい。

なお、本稿は、科学研究費補助金(課題番号 22530541)の成果である。

注

1 内閣官房長官引退後の回想録『官邸の螺旋階段』(五十嵐 1997) は、タイトルのとおり閣僚時代の仕事が中心であり、「アイヌ新法制定に千載一隅のチャンス」を述べているものの、旭川市長時代の記述はない。1999 年 12 月から 2000年1月にかけて『北海道新聞』に連載された「私のなかの歴史」でも、1970年に全道市長会で旧土人保護法の廃止を提案したことが、「アイヌ文化振興法」制定の前史として短く言及されているだけで、旭川市長時代の他のアイヌ関連施に関してはふれられていない。市長在任時に出版した本の方がくわしいというに関してはふれられていない。市長在任時に出版した本の方がくわしいらことは、後年になるほど、旭川市長時代のアイヌ関連の案件はそれほど語りたくないこととなったか、もしくは五十嵐の経歴の中で重要さが低下し、記憶が薄れているのではないかと推測される。ただ、本稿は、五十嵐という政治家の全体像、また市長在任時の施策の総合的評価を目するものではなく、彼の政治経歴のごく一部を扱ったものにすぎないことはいうまでもない。

なお、ささいなことかもしれないが気になるのは、『官邸の螺旋階段』の最初にある「北海道アイヌ祭り」の写真が「昭和三十八年」と紹介されていることである(実際は 1964年 = 昭和 39年)。谷口(1976:XX)も「北海道アイヌ祭り」の開催を昭和 38年と同様のまちがいを犯している。偶然だろうか。

² <u>http://www.hokumin-net.jp/page/company_profile.html</u> (2019年2月25日

最終アクセス)

- ³ 直接的な結びつきはそれほどないかもしれないが、この他に五十嵐の構想にヒントを与えたイベントとして、1950年に旭川で開催された「北海道開発大博覧会」などもあげられるかもしれない。「アイヌ」を全面に出したものではないが、「アイヌ」も要素の一つとして組み込まれおり、大掛かりな集客効果を発揮するような参照事例としてである。
- ⁴ これは『朝日新聞』北海道版 1962.1.26「就職に「人種偏見」/苫小牧職安管内/アイヌはお断り/中学卒の二少女へ求人側、冷たい仕打ち」のことをさしているものと思われる。
- 5 11 月には北海道に後援を依頼した。『読売新聞』北海道版 1963.11.25「全道アイヌまつり」によると、「アイヌはいまでも原始的な生活をしているという偏見があったり、単なる観光見せ物となりがちだが、こうした誤解をとこうと旭川市と道内のアイヌの有志は来夏全道アイヌまつりを開く計画を立て、二十二日道に後援方を要望した」。そして最終的に北海道も後援団体として名を連ねた。
- ⁶ 今田敬一(北大名誉教授)も『北海タイムス』1964.7.17「観光ポスターをみて」で次のように賞賛している。「見わたした数あるポスターのなかで、デザインといい印刷といい、群をぬいて光っていたのは、この八月旭川であるというアイヌ祭りのポスターであった。冠一サパウンペを額にしたアイヌ長老のすばらしい顔写真、これを生かして祭りの行事までこまごまと書きこみ、観光ポスターとしてはめずらしく文字が多いもの。まったくほれぼれしてしまった」。
- 「『朝日新聞』北海道版 1963.10.26「全道アイヌ祭り」中の「アイヌ観光の関係者たち」が具体的にだれをさすのかは不明であるが、その後の展開を考えると、観光業者や一部の「アイヌの有志」を主にさしているように推測される。
- 8 ちなみに、その前後の年における『市政方針』には以下のような記述が見られる。
- ・1963年:「都市観光の整備充実を期すことは、市民の期待するところが大きいと考え、神居古潭、嵐山、神楽岡などの開発に意をもちいるとともに、近文アイヌ集落地、アイヌ墓地の整備やその他市民有志者の手によつて(ママ)開設された施設にも協力をしてまいりたいと存じます(五十嵐 1963: 32)
- ・1965 年:「国体の開催を機に、嵐山に諸施設が完成しますので、夏冬を通じて家族づれで楽しめるレクリエーションの場として、今後とも拡充してまいりたいと考えますし、神居古潭その他の観光地につきましても、それぞれ特色ある発展を期すよう、従来に引き続き整備を図ってゆく所でございます」(五十嵐 1965:38-39)
- ・1966年:「北海道開発に貢献した先住アイヌ民族の、学術的にもきわめて貴重な文化生活様式等を恒久的に保存伝承する総合的な施設、またローカルカラー豊かな、そして独創的な全国的行事の調査に着手すると同時に、特に、立ち遅れている道北地域の観光開発域内市町村が一体となって推進するための道北開発協議会の設立を進めます」(五十嵐 1966: 39)
- ・1967年:「特に本道開発に貢献したアイヌの民族文化を恒久的に保存、伝承する施設を建設するため、北海道百年記念事業の一つとしてアイヌ公園を造成したいと考え、本年は、その専門的な調査研究を実施することにしました」(五十嵐1967: 37-38)
- ・1968年:「開道百年記念と市開基八十周年記念事業の準備」の項で「北海道開拓にまつわるたくましい、あるいは暗く苦しい住民生活の記録こそ、北海道百年の中でたいせつに保存されるべきですが、次第にこの記録が散逸していく傾向にあることは誠に残念なことです。こうした意味で、旭川市立郷土博物館に保存される先住アイヌ民族や、開拓者の遺産はきわめて貴重なものとして、各方面から注目を集めていますが、しかし、現在の手ぜまな博物館では、これらの貴重な資料も展示することができず、市民の目にふれないまま眠っています。/そこで、こうした先人の労苦をしのび、北海道開拓百年の歴史を正しくたどる場として、旧偕行社を改修し、旭川市立郷土博物館として活用することにいたしました」(五十嵐 1968: 24-25)
- ・1969 年:「このたび「風雪の群像」が本市に建立されることになりました。/ その意義は、いかなる地においても歴史をささえる者はひとにぎりの権力者ではなく、群像として彫り込まれる人人のような、庶民の腕と背によって担われ、あがなわれたことを象徴することにあろうかと思います」(五十嵐 1969: 41)
- ・1970年:「一昨年、北海道は開道百年を迎かえ、旭川市は今年開基 80周年を迎かえたのですから、私たちの郷土は 20年遅れてスタートしています。ですから、私たちは 20年の未来を先どりすればよいのです。…たえず、あらたな課題

を う ち た て 、そ れ を 克 服 しよ う と す る 努 力 が 都 市 の 活 気 と 発 展 を 生 む の で す 。そ れ は 、 か っ て (マ マ) 肌 を 風 雪 に さ ら し つ つ 、 こ の 地 を 開 き 、 今 日 の こ の 繁 栄 を 夢 見 な が ら 骨 を 埋 め て い っ た 「 風 雪 の 群 像 」の 執 念 に も え る 草 分 け の エ ネ ル ギ ー と 同 じ パ イ オ ニ ア 精 神 で す 」 (五 十 嵐 1970a: 41)

・1971年:「一昨年、開道百年を記念して復元をみた「旧偕行社」は、その後、郷土博物館として生かされ、広く資料の収集・展示を行なうなど、その内容は次第に充実し、とくに、アイヌ民族関係資料では、内外の注目をあつめるにいたっております。/このようななかで「考古・民族資料」として有名な"河野コレクション"が所有者である札幌市在住の考古学者河野本道氏のもとから、私立郷土博物館へゆづり(ママ)受ける見通しになってきております。…アイヌ文化の森「伝承のコタン」は、失われてゆく貴重なアイヌ文化を、正確に後世に伝えることを目的に造成を進めておりますが、明年の「市政施行 50 周年記念」に一部開園をめざして、本年もひきつづき工事をすすめてまいります」(五十嵐 1971:32-33)

・1972年:「昭和44年以来、造成をすすめてまいりました、アイヌ文化の森「伝承のコタン」は、いよいよ本格的に本年開園いたします。/失われゆくアイヌ文化を後世に遺すものとして、全道のアイヌの人びとの協力を得て資料の整備などをはかり、本来の伝承とあわせて充実をはかってまいります」(五十嵐 1972:27)・1973:「今日私たちは、すでにこの地に生まれこの地に育ち雄大な大地をわがものとし、厳しい四季の移りを迎え、遊び、雪の中を小犬のようにかけめぐるなかで人間を形成してきたのです。/ようやく北海道は、この地を故郷とする北海道人をもつことになったのであります」(五十嵐 1973:50)

・1974年:「日本は、同一言語をもつ世界でも数少ない部類の国家であり今日の情報化社会のなかで、いちぢるしい(ママ)同質的社会を形成しているのですが、そのことはメリットも大きい反面、画一的思考と行動に陥りやすい体制でもあります」(五十嵐 1974:52)

アイヌに関する施策がくりかえし言及され、またアイヌ民族のみならず和人移住開拓者の労苦にも配慮した考えが表明されているとはいえるだろう。ただ、その彼にして「同一言語」社会など思慮に欠けた文言が見られる。また、「風雪の群像」計画に特徴的なように、「開道百年」「旭川市開基 80 年」に則った施策の提案となっている。この意味については後述する。

9 この他、アイヌ祭りの行事ではないが、近文に建設された生活館が祭りの開催時期に完成した(『北海道新聞』旭川市内版 1964.8.12「「近文生活館」が完成」)。 10 ただし、旭川市議会議事録では新聞記事のようなやりとりは私は確認できなかった。

1 市議会の議事録では、五十嵐は次のように発言したとされている。「旭川が北海道の昔からいろなアイヌ民族の文化の正しい伝承、そういう追跡の正しい保存こういうものからやはり一つの内地の客に対する私は北海道の原始の姿を紹介する画期的な考え方こういうことがまた大きな一つの途ではないかと思います」(昭和 39 年第 4 回定例旭川市議会会議録第 3 号 (12 月 19 日))。

12 筆者は資料の検索に際し、旭川市立図書館の稲荷桂司氏にご教示いただいたが、その中で祭り期間中の記録として閲覧できたものは札幌テレビ制作の映画のみである。未整理のまま所蔵されている資料もあるかもしれないが、いずれにせよ、一般利用者が簡単に閲覧できる状態ではないのが現状であることを述べておけば十分であろう。また、祭りの準備状況や実施後の評価に関する図書館所蔵資料もかぎられている。

1 3 吉田菊太郎のほかに、喜多章明や高橋真ら十勝地方からも廃止論が唱えられたことは五十嵐も著作の中で紹介している (五十嵐 1970: 255)。

1 4 五十嵐と親交のあった萱野茂は、晩年の著作の中で「昭和三十八年四月に、五十嵐さんは三十七歳の若さで旭川市長に当選しました。そしてその直後、仙台で開かれた全国市長会の席で、五十嵐さんは、「日本には北海道のアイヌ民族を対象とした『北海道旧土人保護法』という差別的な法律がある。全国の市長会の名において、廃止することを国に働きかけましょう」と言ったのです」(萱野2005: 180) と述べているが、全国市長会に問い合わせたところ、そのような事実は確認できなかった(1963年に会合が仙台で開催された記録はなく、その年の総会は東京である。ご教示いただいた同会の高橋英俊氏(2011年1月18日電子メールによる回答)に感謝する)。また、五十嵐自身の著作でもそのような記載はない。仮に、1970年以前に五十嵐が旧土人保護法の廃止を提言したことがあったとしても、それが社会的に広まった形跡がないため、彼のこの課題についての本格的な関与は1970年からであると見なしてよかろう。

- ¹⁵ 山川力によれば、川村カネトは「保護法の廃止をいいだしたのは市長さんだが、なぜ、まえもってわれわれアイヌにひとこと相談してくれなかったのか」ともらしていたそうである。また、「市の開基八十周年というおまつりの一点景として、この法律に目をつけたタイミングのよさ。いまさら、政治的だなぞといってもはじまるまい」(山川 1971: 212-3)とも批判している。
- ¹⁶ 細かいことだが、これは五十嵐独自の見解というより、旭川人権擁護委員連合会の決議文からほぼそのまま引用しているようでもある(旭川人権擁護委員連合会編 1971)
- 1 7 これより一足先に北海タイムスは社説で保護法廃止賛成を表明していた (『北海タイムス』 1970.6.29「社説 旧土人保護法の廃止」)。
- 1 8 約 2 年後「土曜焦点」は「日本人が日本人を差別する」と題し、後述する「風雪の群像」 爆破事件後の情勢を取り上げている(『北海道新聞』1972.12.16 みもの「アイヌ問題を問い直す」)。
- ¹⁹ 静内町の「シャクシャイン祭り」で「熊祭り」が集客に利用されたこともあるが(東村 2006: 第2章)、全道各地からアイヌを招いて大がかりなイベントにするというやり方に発展する素地はなかっただろう。
- 20 ただ、地域住民の要望に根差した取り組みという点では、以下のような問題のたことを付言しておきたい。『北海道新聞』 1972.11.21「まだ残る屈唇籍におったことを付言しておきたい。『北海道新聞』 1972.11.21「まだ残る屈唇籍に出土人"」は、「旭川に住むアイヌ系住民の際に発のの際に上人給与地生まれ"という記述があり、このため子供が就職、結婚の際にらいるに上人給与地"という記載があり、このため子供が就職、結婚の際にられている。これについては、「旧土人給与地"という記載削にされた」と報じている。これについては、「旧土人給与地"という記し」で「加速のでは、「日土人給与地"という記載でに三十一件の戸籍をつくり直し」で「本海道新聞』 1973.1.26「観光案内の再製終了」)。また、荒井源次郎は『北海道新聞』 1973.1.26「観光案内からの記述削除を求めた。「声がようやく届いて」消去された(『北海道新聞』 1973.1.27「旭鉄局「大ヌ部落」表示消す/古老の訴えやっと実る」)。戸籍や駅の案内は五十嵐に下イヌ部落」表示消す/古老の訴えやっと実る」)。戸籍や駅の案内は五十嵐に問題や要求を見落としていたところがあるのではないか。
- ² 1 近文の生活館開設に関して、「近文のほうは市長としてもこれは特に力を入れる。いわゆる市長の金城湯池という意味もあろうかと思うんでありますが」と五十嵐を揶揄する発言が市議会では見られるが(昭和 39 年第 3 回定例旭川市議会会議録第 9 号(10 月 13 日))、揶揄されるほど近文アイヌの票が大きかったとは思われない。
- 22 「北海道アイヌ祭り」のあいさつで、五十嵐が次のように述べたと報じる記事もある。「人種的には何の差別もなく同化してきたことは本当にうれしい。しかしアイヌ民族の方々は、祖先のもっていたすぐれた文化をいつまでも絶やすことなく自覚と誇りをもって継承していただきたいもの」(『毎日新聞』北海道版1964.8.8「アイヌまつり一色に」)。ただ、五十嵐が他に同化を肯定するような発言を残した機会は少ないと思われる。もっとも、本稿では「同化」論争を展開するつもりはないので、この程度にとどめておくものの、もちろんこれは「同化」概念の中身次第である。五十嵐の「同化」認識に問題がなかったことを意味するものではない。
- 2 3 このような評価は、他に多くの施策課題を抱える為政者に対するものとしては酷なものと思われるかもしれない。前述のように、人口比率でいえば旭川市においてもアイヌはごく少数派にすぎず、市全体の施策としては他の課題を優先順位の高いものにすることは五十嵐にとっては当然かもしれない。アイヌ関連の施策は、五十嵐の政治家全体の課題の中ではごく一部にすぎなかったのも事実であろう。その他多くの施策で優先順位の高いものがあり、その中には彼の業績として特に注目を集めた「買物公園」の造成や、近年人気の高い旭山動物園の開設などがあげられる。

しかしながら、一歩譲って廃止論側一方に肩入れした五十嵐の主張の妥当性はおいておくとして、五十嵐がごく限定された期間しか論争をリードできなかったのは、彼がそこまで当事者性を感じていなかったからだともまたいえるのではないか。多数派の人間は当事者になることもやめる(この場合は一時中断ともいいうるかもしれないが)こともできる。

それでも、後年社会党政権時代に官房長官となり、旧土人保護法の廃止と引き換えに「アイヌ文化振興法」の制定に寄与したことで、彼としては宿願を果たしたと考えているかもしれない。また、政治家五十嵐の対アイヌ民族施策への取り

組みは、官房長官の期間まで含めないと公平ではないと考える人がいてもおかしくない。

だが、それを加味しても私の五十嵐への評価は変わらない。現時点では準備ができていないのでくわしくは他日を期すことになるが、私は「アイヌ文化振興法」の制定を肯定的に評価していないというのが第一の理由である。第二の理由として、1970年代前後の存廃論争が「アイヌ文化振興法」制定過程において引き継がれているとはいえないことである。1970年代の論争の方が鋭い問題提起が含まれていたのに対し、1990年代の方が年数がたった割には議論としてはむしろ後退している側面があるというのが私の見立てである。これらの点については別の機会に論じてみたい。

文 献

旭川人権擁護連合委員会編,1971,『コタンの痕跡』.

五十嵐広三,1963,『わたしたちの市政一一市政の方針 昭和38年度』.

- ----- 1964, 『わたしたちの市政--市政の方針 昭和 39年度』.
- ----- 1965, 『わたしたちの市政 -- 市政の方針 昭和 40 年度』.
- — — , 1966b, 「旭川革新市政のあゆみ — 革新市政の論理と展開」 『月刊社会党』 112: 124 — 129.
- ----- 1968, 『わたしたちの市政 -- 市政の方針 昭和 43 年度』.
- —————, 1970a, 『わたしたちの市政——市政の方針 昭和 45年度』.
- ----, 1970b, 『市民運動の証言--ドキュメント旭川』鶴書房.
- ----- 1971, 『わたしたちの市政--市政の方針 昭和 46年度』.
- ----市政の方針 昭和 47年度』.
- — — , 1973, 『わたしたちの市政 — 市政の方針 昭和 48 年度』.
- — — , 1974,『わたしたちの市政 — 市政の方針 昭和 49年度』.
- — — , 1983, 『広 (ひろがり)』五十嵐広三と歩む会.
- 五十嵐広三・高橋芳郎編,1973,『人間都市復権 — 都市新時代を先導する旭川方式』大成出版社.
- 金 倉 義 慧 , 2006,『旭川・アイヌ民族の近現代史』高文研.
- 萱 野 茂 , 2005,『 イ ヨ マ ン テ の 花 矢 ― ― 続 ・ ア イ ヌ の 碑 』 朝 日 新 聞 社 .
- 喜多章明,1971,「旧土人保護法とともに五十年」旭川人権擁護連合委員会編1971,367-436.
- 河野本道,2000,「アイヌ系住民の都市における動向——北海道内二大都市における場合の輻合・拡散現象」『国立民族学博物館研究報告 25(1):

113-144.

佐々木昌雄,1972,「この<日本>に<異族>として」『北方文芸』5(2): 60-69.

新藤慶,2017,「アイヌ民族多住都市におけるアイヌ政策の展開——北海道札幌市の事例を通して」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』 66:183-197.

菅原幸助,1966,『現代のアイヌーー民族移動のロマン』現文社.

末 武 英 一 編 , 1996, 『北 海 道 ア ン デ パ ン ダ ン と そ の 後 の 展 開 』北 海 道 ア ン デ パ ン ダ ン と そ の 後 の 展 開 実 行 委 員 会 .

砂 沢 ク ラ , 1990, 『ク ・ス ク ッ プ ・ オ ル シ ペ — — 私 の 一 代 の 記 録 』 福 武 書 店 .

谷口広志,1976,『旭川戦後文化運動ノート』旭川市.

中川昇, 1971,「存廃論の底流を探って——放送メモから」旭川人権擁護連合委員会編 1971, 167-176.

東村岳史, 2006,『戦後期アイヌ民族—和人関係史序説——1940 年代後 半から 1960年代後半まで』三元社.

北海道日高支庁,1965,『日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態とその問題点』.

幕别町蝦夷文化考古館文書資料調查委員会編,1998,『吉田菊太郎資料目録 II 』幕別町教育委員会.

まちづくりあさひかわ革新市政の 10 年出版企画委員会編, 1973, 『まちづくり・あさひかわ革新市政の 10 年』.

山川力,1971,「新しい歴史が開かれる」旭川人権擁護連合委員会編 1971, 211-231.

吉田菊太郎,1958,『アイヌ文化史』北海道アイヌ文化保存協会.